

第1 行政改革大綱における、これまでの取組と現状

1 愛西市の行政改革の変遷

~~○ 本市では平成18年10月に、平成29年度までの12年間を計画期間とする「愛西市行政改革大綱」を策定しました。行政改革大綱では、『市民と一体となったまちづくりの確立』を基本目標として定め、行政経営という視点にたち、市民と行政の役割を見直し、市民と協働によるまちづくりを推進してきました。~~

本市では平成18年10月に、平成29年度までの12年間を計画期間とする「愛西市行政改革大綱」を策定し、平成30年3月には令和3年度までの4年間を計画期間とする第2次行政改革大綱を策定しました。第2次行政改革大綱では、『「第2次総合計画」を推進する行財政体制の確立』を基本目標として定め、経営型の行政運営をさらに推進することにより、市民から信頼される安定した行財政運営を進めてきました。

~~○ 「愛西市行政改革大綱」に基づき、行政改革を計画的に推進していくとともに、実効性を確保するため、行政改革推進計画を策定しました。~~

【行政改革大綱推進計画の策定状況】

策定時期	名 称	計画期間
平成18年10月	行政改革大綱	平成18年度～平成29年度（12年間）
平成19年3月	行政改革第1期推進計画	平成19年度～平成21年度（3年間）
平成22年3月	行政改革第2期推進計画	平成22年度～平成25年度（4年間）
平成26年3月	行政改革第3期推進計画	平成26年度～平成27年度（2年間）
平成28年3月	行政改革第4期推進計画	平成28年度～平成29年度（2年間）
平成30年3月	第2次行政改革大綱	平成30年度～令和3年度（4年間）

2 主な取組状況

第2次行政改革大綱では次の3つの視点を設け、「行政改革の目標」を実現するために様々な取組を行いました。

~~○ 行政改革推進計画は、次の3つの視点「(1) 持続可能で安定的な行財政運営」・「(2) 市民起点・市民本位の改革と職員の全庁的な意識の共有化」・「(3) 行財政の仕組み変革」から、具体的な取組を進めました。~~

(1) 持続可能で安定的な行財政運営、事務事業の積極的な財政健全化

~~① 将来にわたり「持続可能で安定的な行財政運営」を維持するために、3つの財政状況を判断する指標（以下「財政判断指標」という。）を設定しました。また、行政改革第4期推進計画では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における「健全化判断比率」を追加しました。~~

4つの財政判断指標を設定し、将来にわたり「持続可能で安定的な行財政運営」を推進しました。

《財政判断指標 1：公債費比率^{※1}》

	平成 17 年度	第 1 期推進計画 平成 21 年度	第 2 期推進計画 平成 25 年度	第 3 期推進計画 平成 27 年度	第 4 期推進計画 平成 29 年度
目標	—	8.8%以内	7.7%以内	5.9%以内	6.8%以内
実績	5.2%	4.9%	4.3%	3.6%	3.6% [※]

※【平成 28 年度決算における比率を記載しています。】

《財政判断指標 2：経常収支比率^{※2}》

	平成 17 年度	第 1 期推進計画 平成 21 年度	第 2 期推進計画 平成 25 年度	第 3 期推進計画 平成 27 年度	第 4 期推進計画 平成 29 年度
目標	—	85.0%以内	89.8%以内	89.9%以内	92.4%以内
実績	83.2%	84.7%	83.2%	83.1%	86.0% [※]

※【平成 28 年度決算における比率を記載しています。】

《財政判断指標 3：基金残高^{※3}》

	平成 17 年度	第 1 期推進計画 平成 21 年度	第 2 期推進計画 平成 25 年度	第 3 期推進計画 平成 27 年度	第 4 期推進計画 平成 29 年度
目標	—	52 億円確保	49 億円確保	85 億円確保	100 億円確保
実績	63 億円確保	110 億円確保	135 億円確保	145 億円確保	157 億円 [※]

※【平成 28 年度決算における残高を記載しています。】

《財政判断指標 4：健全化判断比率^{※3}》

	平成 28 年度 実績	平成 28 年度 早期健全化基準 ^{※4}	第 4 期推進計画 平成 29 年度目標
実質赤字比率 ^{※5}	赤字無し	12.76%	赤字無し
連結実質赤字比率 ^{※6}	赤字無し	17.76%	赤字無し
実質公債費比率 ^{※7}	4.0%	25.0%	8.0%以内
将来負担比率 ^{※8}	将来負担無し	350.0%	将来負担無し

財政判断 指標		行政改革 大綱	第 1 期 推進計画	第 2 期 推進計画	第 3 期 推進計画	第 4 期 推進計画	第 2 次 行政改革大綱
1 公債費比率 ^{※1}	目標	—	8.8%以内	7.7%以内	5.9%以内	6.8%以内	
	実績	5.2%	4.9%	4.3%	3.6%	2.9%	※
2 経常収支比率 ^{※2}	目標	—	85.0%以内	89.8%以内	89.9%以内	92.4%以内	
	実績	83.2%	84.7%	83.2%	83.1%	86.0%	※
3 基金残高	目標	—	52 億円確保	49 億円確保	85 億円確保	速報値は 8 月	
	実績	63 億円確保	110 億円確保	135 億円確保	145 億円確保	100 億円確保	※

※令和 2 年度決算における比率を記載しています。

財政判断 指標	平成 28 年度 早期健全化基準 ^{※4}	平成 28 年度 実績	令和 2 年度 早期健全化基準	令和 2 年度 実績
4 健全化 判断比率 ^{※3}	実質赤字比率 ^{※5}	12.76%	赤字無し	12.76%
	連結実質赤字比率 ^{※6}	17.76%	赤字無し	17.76%
	実質公債費比率 ^{※7}	25.0%	4.0%	25.0%
	将来負担比率 ^{※8}	350.0%	将来負担無し	350.0%

(2) 行政の経営資源の最大限の活用

~~② 職員の定員管理について、定員管理計画に基づき適正な定員管理による人件費の総額抑制を行いました。~~

~~《定員管理目標》~~

~~平成29年度までに、全職種（消防部門を除く）で88人（1.8%）減らします。~~

職員の定員管理について、業務量調査等を実施したうえで令和3年2月に定員管理計画を見直し、計画に基づき適正な定員管理を行いました。

【目標】

職 種	平成 17 年度	第 1 期推進計画 平成 21 年度	第 2 期推進計画 平成 25 年度	第 3 期推進計画 平成 27 年度	第 4 期推進計画 平成 29 年度
一般職	344 人	337 人	319 人	292 人	283 人
専門職	89 人	88 人	86 人	104 人	100 人
技能労務職	55 人	42 人	28 人	22 人	17 人
合 計	488 人	467 人	433 人	418 人	400 人

【実績】

職 種	平成 17 年度	平成 21 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般職	344 人	326 人	300 人	289 人	285 人
専門職	89 人	85 人	94 人	99 人	98 人
技能労務職	55 人	42 人	26 人	22 人	18 人
合 計	488 人 (100%)	453 人 (92.8%)	420 人 (86.0%)	410 人 (84.0%)	401 人 (82.1%)

職 種		行政改革 大綱 平成 17 年度	第 1 期 推進計画 平成 21 年度	第 2 期 推進計画 平成 25 年度	第 3 期 推進計画 平成 27 年度	第 4 期 推進計画 平成 29 年度	第 2 次 行政改革大綱 令和 3 年度
		目標	実績	目標	実績	目標	
一般職	目標	344 人	337 人	319 人	292 人	283 人	(274 人) 280 人
	実績	344 人	326 人	300 人	289 人	277 人	278 人
専門職	目標	89 人	88 人	86 人	104 人	100 人	(89 人) 91 人
	実績	89 人	85 人	94 人	99 人	89 人	91 人
技能労務職	目標	55 人	42 人	28 人	22 人	17 人	(12 人) 12 人
	実績	55 人	42 人	26 人	22 人	17 人	12 人
合 計	目標	488 人	467 人	433 人	418 人	400 人	(375 人) 383 人
	実績	488 人	453 人	420 人	410 人	383 人	381 人
	比率(*1)	100%	92.8%	86.0%	84.0%	78.5%	78.1%

※ (*1) は、平成 17 年度合計を 100%とした場合の比率です。

() 内は、令和 3 年 2 月に見直す前の定員管理計画に基づく目標値です。

~~③ 第 4 期推進計画における具体的な取組事項について、各施策がどの程度達成されているかを表す「進捗管理指標」を設定し、進捗管理を行いました。~~

~~(2) 市民起点・市民本位の改革と職員の全庁的な意識の共有化~~

~~パブリックコメント制度の導入や市民会議の設置により、市民本位の行政経営を推進してきました。また、市民のまちづくりへの主体的な参加を制度的に保障する手立てとして愛西~~

~~市自治基本条例を制定し、平成27年4月に施行しました。~~

~~【愛西市自治基本条例の概要】~~

~~1. 条例制定の目的~~

~~自治の基本的な考え方や仕組み、まちづくりの担い手である「市民」、「議会」、「市長（行政）」の権利や責務を明らかにし、互いに尊重しながら「市民が主体の自主自立のまちづくり」をより一層進めるための基本的なルールを定める。~~

~~2. 自治の基本原則（第4条）~~

~~①情報の共有の原則…市民と市が、相互に市政運営に関する情報を共有します。~~

~~②市民参画の原則…市民参画を基本として、市政運営を行います。~~

~~③協働の原則…協働を基本として、市政運営を行います。~~

~~④多様性の尊重の原則…年齢、性別、国籍その他それぞれの置かれた状況を尊重し、市民一人ひとりが個性及び能力を十分に発揮することができるようにするとともに、地域の歴史、文化及び価値観を尊重します。~~

~~・平成28年8月に、職員一人ひとりが愛西市自治基本条例に基づき、職務の遂行に向けて全庁的な意識共有を図るため、『市民協働推進ワーキングチーム』を設置しました。~~

~~・愛西市自治基本条例を、広報紙やホームページで周知するとともに、講演会を実施しました。また、自治基本条例策定市民委員会の委員による出前授業を、平成24年度から市内中学生を対象に実施しました。~~

~~(3) 行財政の仕組み変革~~

~~本庁舎の全面供用開始に併せ、平成28年4月に、市民のニーズに即応した行政サービスを展開できるように、効率的かつ機能的で、わかりやすい組織・機構への見直しを行いました。~~

~~・市民、地域などとの協働の仕組みづくりを進めるため、「市民協働部」を設置しました。~~

~~・福祉、保健、医療などについて一体的な行政サービスを展開するため、「健康福祉部」を設置しました。~~

~~予算規模の目標達成に向けて事務事業の総点検を行い、事業の重点化と効率化を図りました。~~

~~・平成26年度から行政評価（事務事業評価）を行う手段として実施計画検証シートを活用して、事業検証及び予算編成を行っています。~~

~~・平成27年度に庁内横断プロジェクトチームにおいて、「各種補助金」及び「施設使用料」の見直しを行いました。~~

~~・平成29年度に庁内横断プロジェクトチームにおいて、「委託料」の見直しを行いました。~~

~~第4期推進計画における具体的な取組事項の進捗管理を行いました。また、行政改革推進委員会の委員によるヒアリングを実施し、進捗に係るご意見をいただきました。~~

~~(3) 地域や民間の力の結集~~

~~パブリックコメント制度の導入や市民会議の設置により市民本位の行政経営を推進するとともに、市民が主体の自主自立のまちづくりをより一層進めるための基本的なルールを定めた愛西市自治基本条例を制定しました。（平成27年4月施行）~~

~~また、NPOなど様々な担い手と連携・協働することを推進しました。~~

~~第2—第2次行政改革大綱の基本的な考え方~~

3 愛西市の現状と課題

本市は、肥沃な土壤に恵まれた自然豊かな農村地帯として、また、名古屋市をはじめとした近隣の市町村における通勤や通学のための良好な住宅地としての機能を併せ持つ都市として、着実な歩みを進めています。

特に第2次愛西市総合計画では、『ひと・自然 愛があふれるまち』を将来都市像に掲げ、各種施策を着実に推進するとともに、効率的な行政運営に努めてきました。

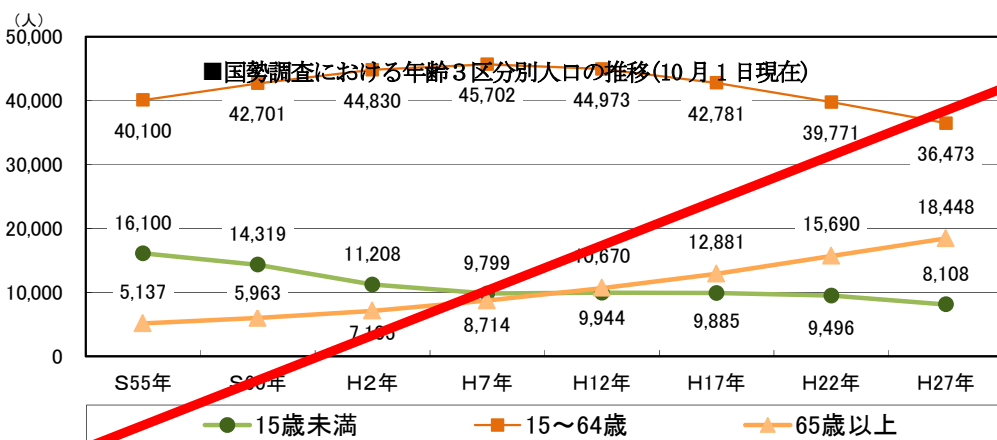
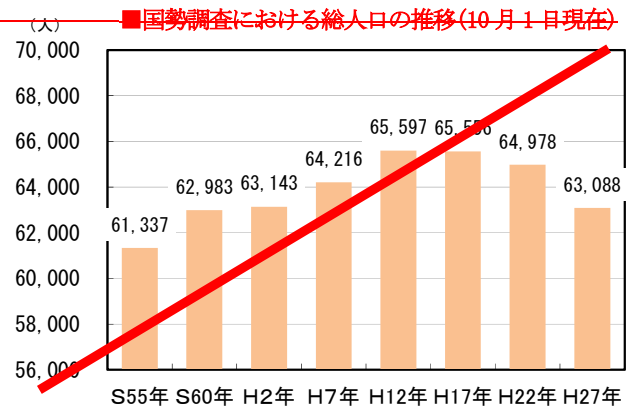
また、農地や河川などの自然環境の保全に努める一方、広域的な交通利便性の高い弥富インターチェンジ周辺や南河田工業団地では、すでに物流関連の大規模施設の立地が進んでおり、その立地ポテンシャルを活かして、今後も産業や経済を支える産業拠点を形成することで、本市の活力促進も期待されるなど、持続可能な都市の実現に向けて取組を推進しています。

しかしながら、人口減少と少子高齢化にともなう歳入の減少や、社会保障費^{※9}の増加のほか、老朽化が進む公共施設等の維持管理コストの増加、また新型コロナウイルスの感染拡大に伴う地域経済の縮小、地域コミュニティ機能の低下など、様々な課題に弾力的に対応するためには、より一層の財政基盤の強化が必要となっています。

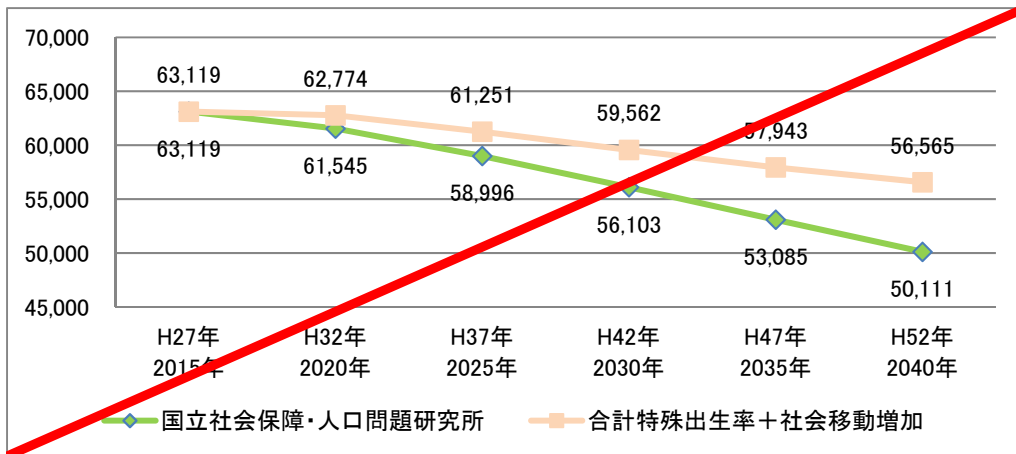
1. さらなる行政改革の必要性

(1) 今後の人口減少と少子高齢化の進行について

○ ~~本市の人口は、平成12年より緩やかな減少局面に入っています。本市の年齢3区分別人口をみても、15歳未満（年少人口）並びに15～64歳（生産年齢別人口）は減少傾向にあります。しかし、65歳以上（老年人口）は一貫して増加しています。人口減少・少子高齢化の進行は、税収（自主財源）の減少による行政サービス水準や地域コミュニティ機能の低下、社会保障費^{※9}の増加など、あらゆる行財政運営面に影響を及ぼします。~~



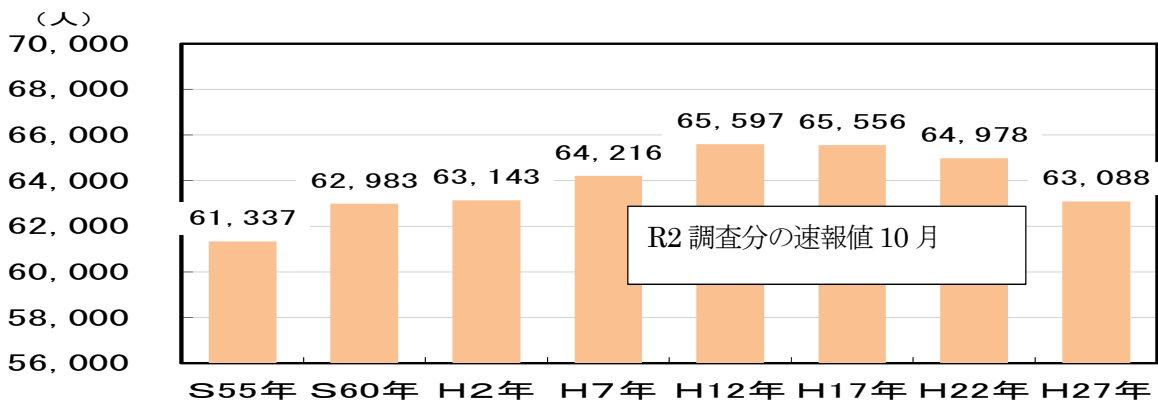
(ウ) ■ 愛西市人口ビジョン^{※10}による将来展望人口(10月1日現在)



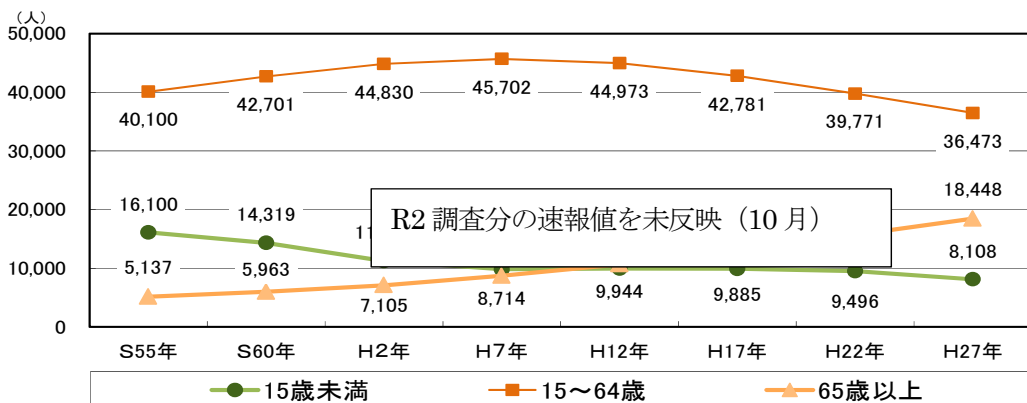
~~本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、平成52年（2040年）に50,111人になります。また、社人研推計をもとに、合計特殊出生率[※]を段階的に上昇（1.30⇒1.80）させ、社会移動を増加（平成17年～平成22年の社会移動数が継続）させても、56,565人になります。~~

本市の人口は、平成12年をピークに年々ゆるやかに減少しており、令和2年の国勢調査では63,088人となっています。また、本市の年齢3区分別人口をみると、15歳未満（年少人口）並びに15～64歳（生産年齢人口）は減少、65歳以上（老年人口）は増加しており、単なる人口規模の縮小にとどまらず、少子高齢化が急速に進行しています。この結果、地域の担い手不足や地域コミュニティの機能低下など、地域社会に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

■国勢調査における総人口の推移（各年10月1日現在）

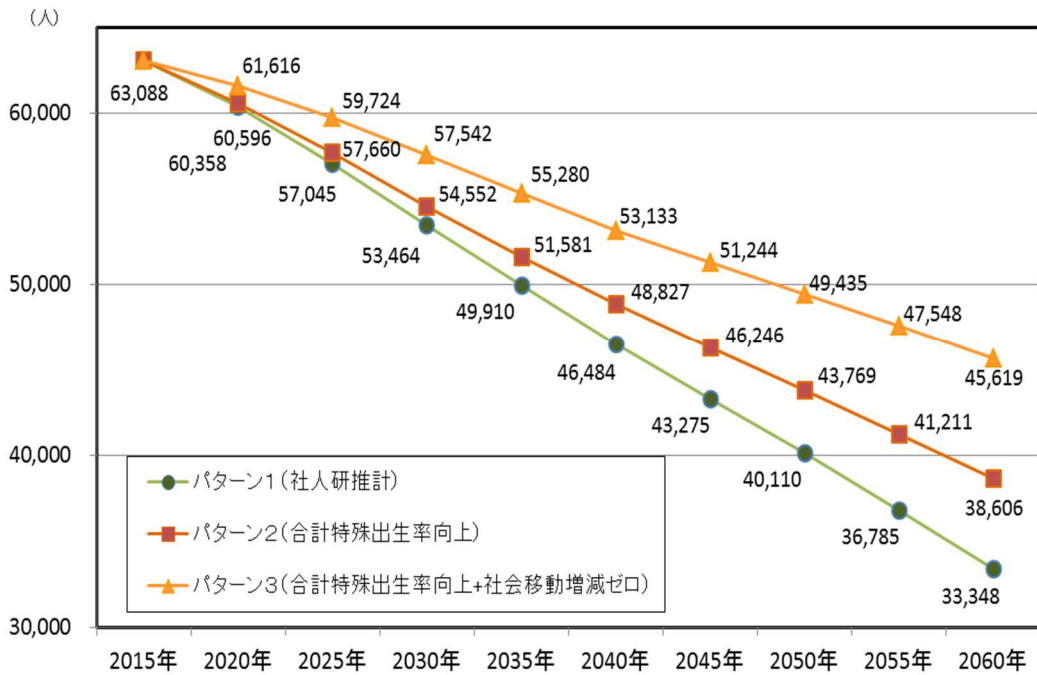


■国勢調査における年齢3区分別人口の推移（10月1日現在）



本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、何も対策を講じない場合は、令和42年（2060年）に33,348人になります。しかしながら、合計特殊出生率^{※10}を段階的に上昇（1.25→2.07）させることで、人口38,606人となり、さらに、人口移動が均衡すると、人口は45,619人になります。

■第2次愛西市人口ビジョン^{※11}による将来展望人口

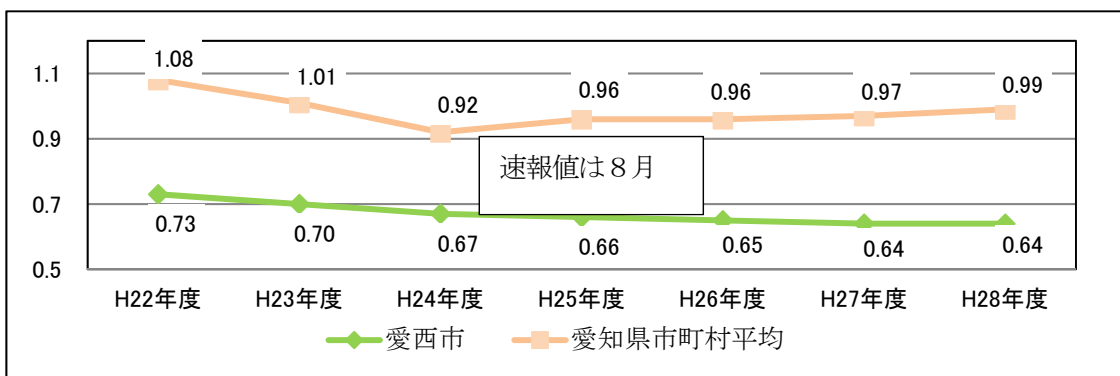


(2) 本市の財政状況等について

~~○本市の財政力指数^{※12}は「1」を下回っており、非常に多くの財源を普通交付税に依存している状況です。~~

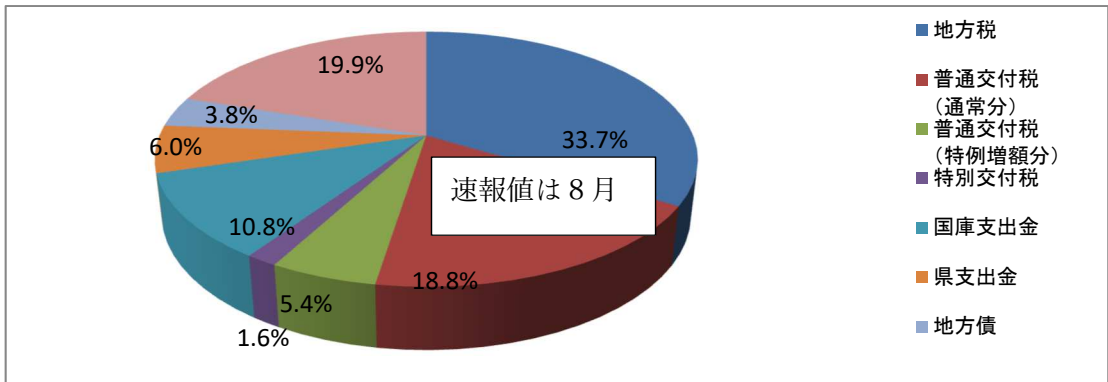
財政力指数は年々低くなっており、愛知県市町村平均を下回っています。

■財政力指数^{※12}



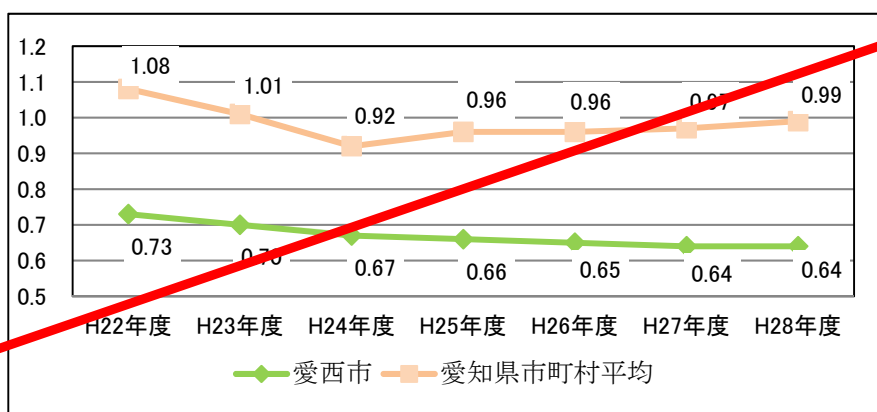
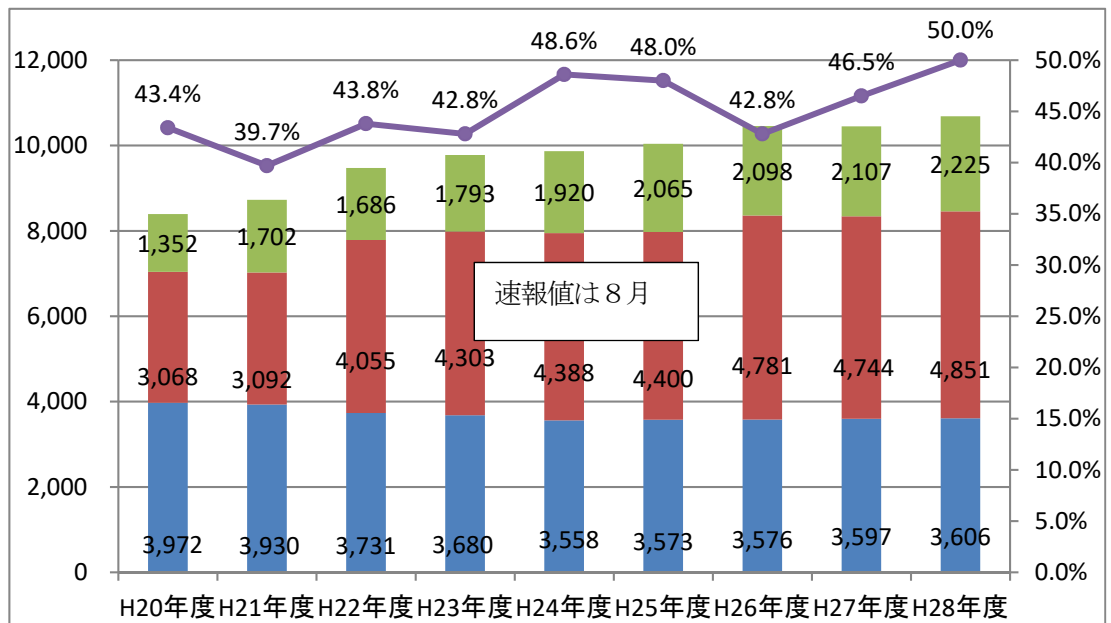
歳入における普通交付税の占める割合は、令和2年度決算ベースにおいて 24.2%となっており、非常に多くの財源を普通交付税に依存している状況であり、厳しい財政運営が想定されます。

■歳入

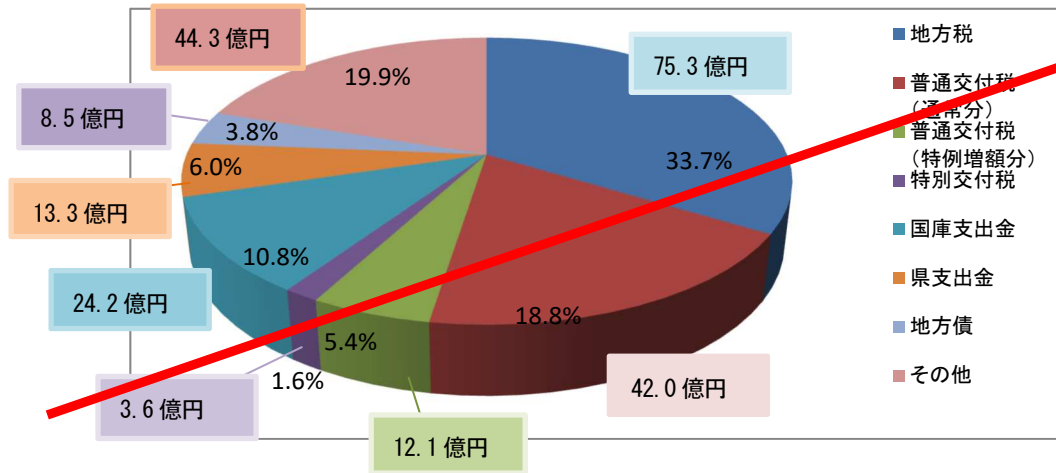


人件費・扶助費^{※13}・公債費をあわせた義務的経費は毎年度増加し、財政の硬直化が進んでいます。また、扶助費については、今後の少子高齢化社会の進行により、一層の増加が見込まれるため、引き続き行政改革の取組を通じて、縮減に努める必要があります。

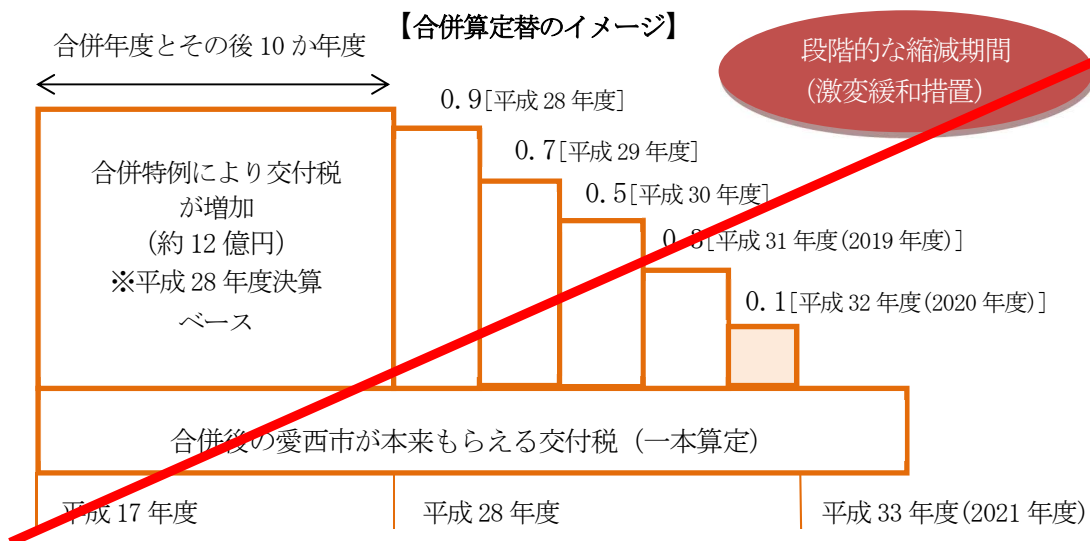
■義務的経費の決算額に占める割合の推移 (普通会計^{※14}ベース)



○ 歳入における普通交付税の占める割合は、平成28年度決算ベースにおいて24.2%となっており、厳しい財政運営が想定されます。



市町村合併の優遇措置の一つである普通交付税の特例措置（合併算定替）が、平成28年度以降5年間で段階的に縮減され、平成33年度（2021年度）は平成28年度と比較して約1.2億円が減額されます。



(3) 公共施設の老朽化の進行について

○ 公共建築物及びインフラ施設の老朽化の割合が高く、将来的には更新、大規模修繕等が必要となるなど、中長期にわたり財政負担が増大します。

【市の保有する公共施設等（平成27令和2年度末時点）】

区 分		数 量	
公共建築物		施設数 : 188 129 施設	総延床面積 : 約 22 万㎡
インフラ施設	道路	実延長 : 約 998 1,051 km	道路面積 : 約 462468 万㎡
	橋りょう	橋りょう数 : 584 576 橋	橋りょう面積 : 約 2 万㎡
	上水道	延 長 : 約 224 220 km	上水道施設数 : 3 施設
	下水道	延 長 : 約 405 358 km	下水道施設数 : 23 施設

公共建築物 … 庁舎、消防施設、文化会館、コミュニティセンター、保育園、診療所、図書館、体育館、小中学校など

- ・築30年以上の公共施設等割合：約5.8%[平成25年度]
→ 7.4%[平成35年度(2023年度)]

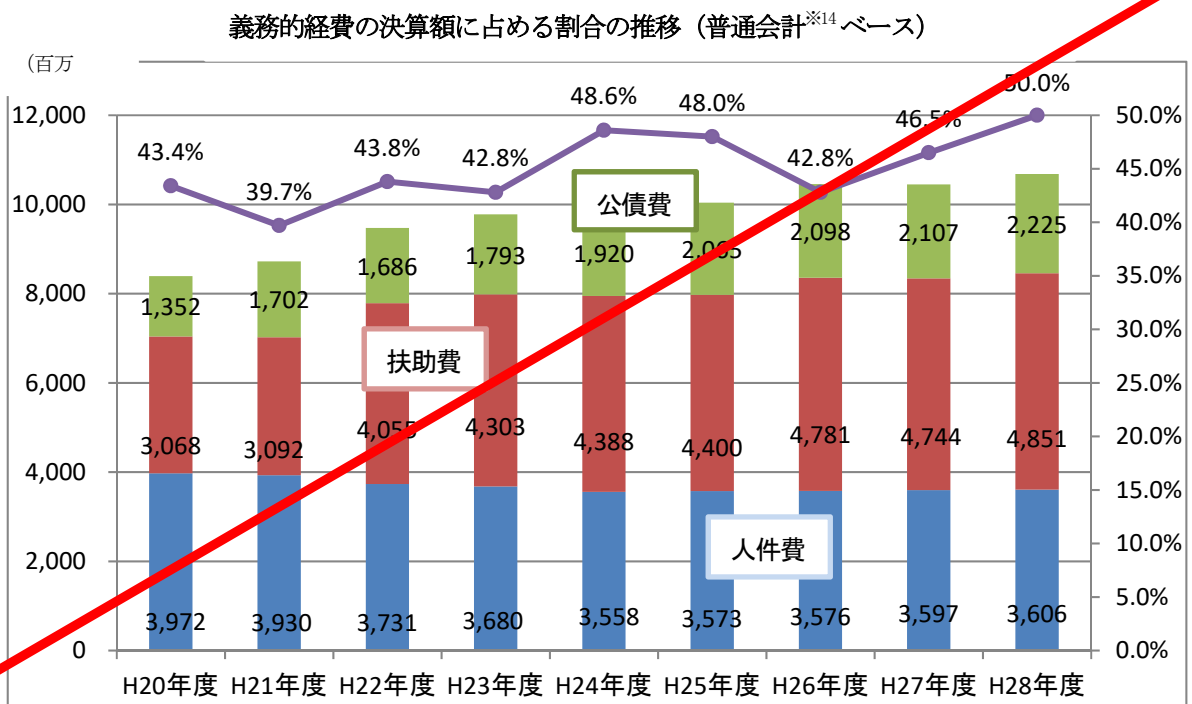
- ・橋りょう整備後50年以上の割合：約3.0%

新規整備などを含む公共建築物及びインフラ施設の更新費用は、新規・継続事業分(約177.1億円)を含めると、今後40年間の総額で、約2,157.9億円、年平均では約53.9億円が必要になると推計されます。

公共建築物の施設更新費用は、愛西市公共施設等個別施設計画を参考に今後10年間で、約29.6億円、年平均3.0億円が必要になると推計されます。

またインフラ施設の更新費用では、今後40年間で道路、橋りょうでは51.2億円、下水道施設では約33.6億円が必要になると推計されます。また水道施設では、今後10年間で32.7億円が必要になると推計されます。

- ~~本市における人件費・扶助費^{※13}・公債費をあわせた義務的経費は毎年度増加し、財政の硬直化が進んでいます。~~



- ~~国における「地方分権改革^{※15}」や「まち・ひと・しごと創生(地方創生)^{※16}」の推進により、これまで以上に自己決定と自己責任に基づく、地域の実情にあった特色のあるまちづくりが求められます。~~

(4) 新型コロナウイルス感染症に対応した効率的な行政運営について

新型コロナウイルス感染症^{※15}の流行は、私たちの生活だけでなく経済や社会活動にも多大な影響を与えました。

感染症の克服には、ワクチン接種、治療薬の開発が必要となりますが、それまでの間、感染拡大防止と社会経済活動の両立という難しい対応が求められます。

本市においても、新しい生活様式に対応した行政運営へ転換や感染拡大の防止を図るため、ソーシャルディスタンス^{※16}の確保など「働き方の新しいスタイル」を採り入れる必要があります。

4 更なる行政改革の必要性

このように本市では、人口減少、少子高齢化社会、厳しい財政状況、公共施設等の最適化と計画的な更新、新型コロナウイルスによる社会変化などの大きな課題を抱えています。

また、地方分権改革^{※17}が進む中、本市の所管する事務の範囲が拡大していることに加え、地方創生に向けた取組やマイナンバー制度の活用など、制度や課題に対する適切な対応が求められています。

さらに、国連が掲げている世界共通の目標であるSDGs^{※18}の視点や、国が進める「Society5.0^{※19}」に対応するため、AI^{※20}・RPA^{※21}等の新たなICT^{※22}技術の導入を図るなど、社会経済情勢の変化や国・県等の動きなどを確実に捉え、スピーディーな対応が必要です。

これらの状況の中、市民が本当に必要としている事業へ限られた経営資源（財源・人材・資産・情報・時間）を効率的に活用し、持続可能な財政運営を堅持しつつ、市民目線に立ったまちづくりを推進し、質の高い行政サービスを提供することが求められています。

そのため、本市では平成30年3月に策定した「第2次愛西市行政改革大綱」の基本理念、目標を継承し、令和4年度以降の行政改革の指針とするため、「第3次愛西市行政改革大綱」を策定し、更なる行政改革の推進に取り組んでいきます。

第2 第3次行政改革大綱の基本的な考え方

1 行政改革大綱の計画期間

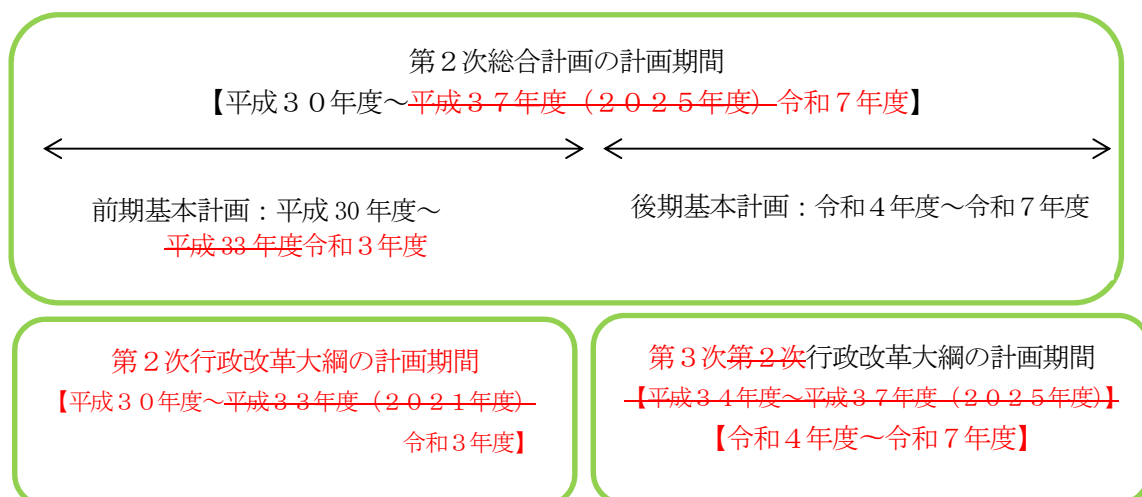
計画期間は、第2次愛西市総合計画（以下「第2次総合計画」という。）との整合性を図りながら、~~平成30年度から平成33年度（2021年度）~~令和4年度から令和7年度までの4年間とし、具体的な取組については毎年度、進捗状況の管理を行います。

第2次総合計画で定めた市の将来都市像

「 **ひと・自然 愛があふれるまち** 」

豊かな農産物や川、緑などの「自然」と、心のあたたかさや地域の絆などの「ひと」。これらは本市の大きな魅力であり、強みです。私たちの財産である「ひと」と「自然」を誇りに思い、愛し、次世代に伝えていけるよう、そしてまちづくりの過程においてこれらの魅力が市内外に広がって、多くの人に愛される愛西市となっていくよう、将来都市像を「ひと・自然 愛があふれるまち」とします。

第2次総合計画に位置付けた、これからの地域づくりや市民の豊かな暮らしの実現に向けた事業を推進します。



第3—行政改革の取組方向

2 行政改革の基本理念

地方自治法第2条第14項に、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されています。行政改革は、行政の役割・あり方、組織・職員体制、行政サービスの提供方法など、行政運営全般について、見直しを行っていく取組です。

本市はこれまで、公平性・平等性・合法性・統一性を主眼とした画一的な『管理型の行政運営』から、迅速性・的確性・効率性・実効性を追求する『経営型の行政運営』への転換を図ってきました。

~~第2次行政改革大綱では、第3次行政改革大綱では、第2次行政改革大綱の基本理念を継承し、~~『経営型の行政運営』をさらに推進することにより、市民から信頼される安定した行財政運営を図ります。

1. 行政改革の基本理念

「経営型行政運営のさらなる推進」 ～市民から信頼される、安定した行財政運営～」

本市はこれまで、公平性・平等性・合法性・統一性を主眼とした画一的な『管理型の行政運営』から、迅速性・的確性・効率性・実効性を追求する『経営型の行政運営』への転換を図ってきました。第2次行政改革大綱では、『経営型の行政運営』をさらに推進することにより、市民から信頼される安定した行財政運営を図ります。

3 行政改革の目標

2. 行政改革の目標

「行政改革の基本理念」に基づいて、「行政改革の目標」を次のとおりとします。

「第2次総合計画」を推進する行財政体制の確立」

- (1) 行政サービスの提供について、市、市民、地域、NPO及び民間企業など様々な担い手が適切に役割分担し、幅広く連携・協働する姿を目指します。
- (2) 限られた行政の経営資源（財源・人材・資産・情報・時間）を最大限に活用することにより、さらなる行政サービスのコストパフォーマンス（費用対効果）や質の向上を目指します。
- (3) 多種多様な行政ニーズに応え続けられるよう、強固な財政基盤の確立を目指します。

4 行政改革の視点

3. 行政改革の視点

「行政改革の目標」を実現するために、次の3つを行政改革の視点とします

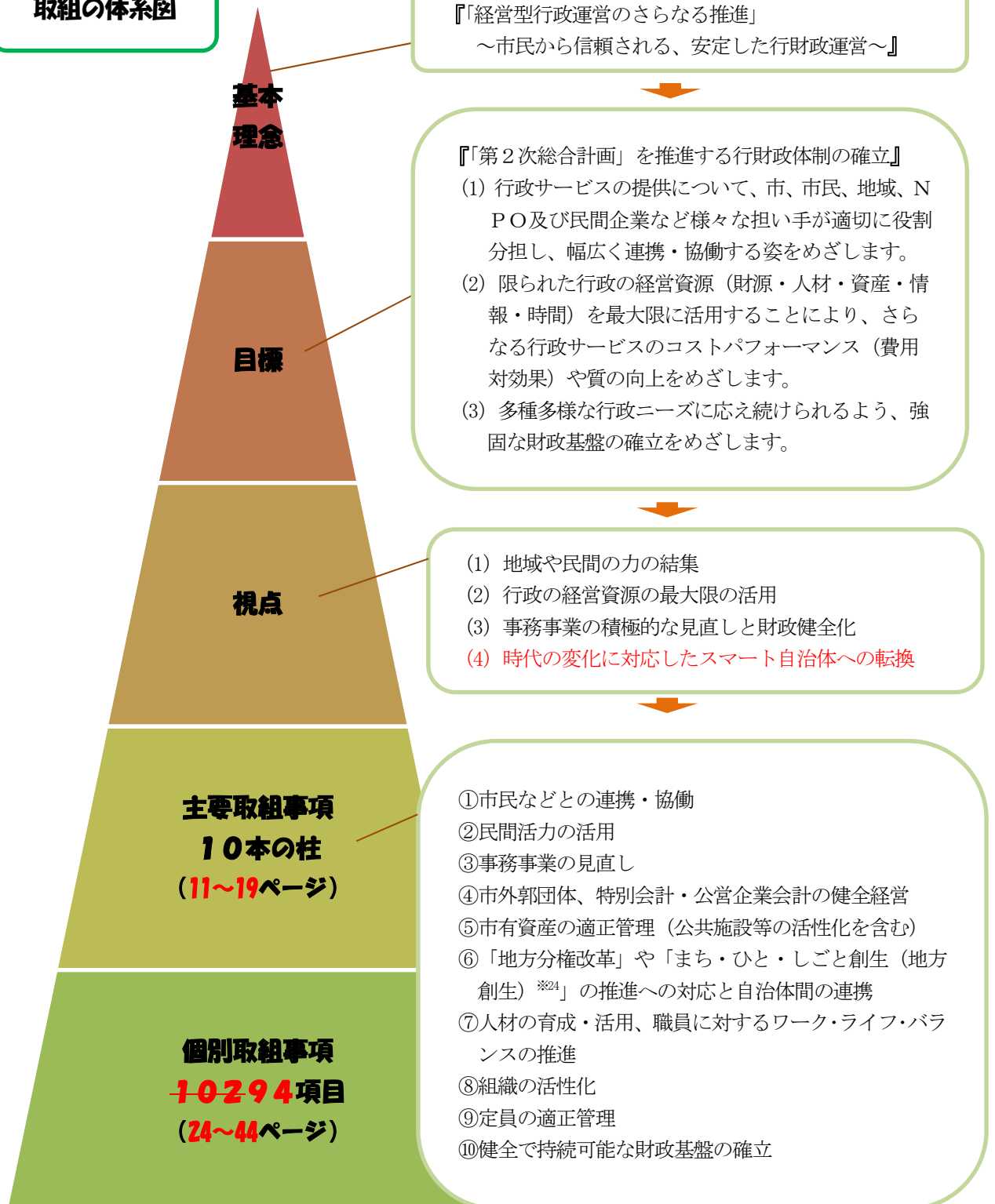
「行政改革の目標」を実現するために、第3次行政改革大綱では、第2次行政改革大綱で設定した3つの視点に加え、新たに1つの視点を追加します。

- (1) 地域や民間の力の結集
市民、地域、NPO及び民間企業など様々な担い手と連携・協働を推進することで、行政サービスの質の向上に努めます。
- (2) 行政の経営資源の最大限の活用
予算編成、人員配置、組織や施設の見直しなどにおいて、行政サービスの質を最大限に高めるため、ベストミックス（効率性）を追求します。
- (3) 事務事業の積極的な見直しと財政健全化
歳入の最大限の確保を図るとともに、歳出面では市が果たすべき役割・責任を踏まえた「選択と集中」の視点を徹底します。

(4) 時代の変化に対応したスマート自治体^{※23}への転換

新型コロナウイルス感染症拡大による社会変化、世界共通の目標であるSDGsの推進、Society5.0時代の到来などの時代の変化に対応していくため、AI・RPA等の新たなICT技術を一層活用し、市民サービスの向上、自治体業務の効率化・省力化を図るなど、スマート自治体を目指します。

取組の体系図



第4.3 主要取組事項10本の柱

行政改革の視点は、主要取組事項として10本の柱に展開し、体系的に取り組みます。

1. より一層効果的・効率的な行政運営

① 市民などとの連携・協働

めざす姿
○ 連携・協働を推進します
○ 地域の人材を発掘します

I. 現状と課題

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・愛西市自治基本条例を、広報紙やホームページで周知している。 ・愛西市自治基本条例の内容を広報紙などで周知している。また、自治基本条例策定市民委員会の委員によるの策定に関わった市民の協力を得て出前授業を、市内中学生を対象に実施している。 ・公正で透明性の高い開かれた市政の推進と、市民と行政との役割分担に基づいて、PDCAサイクルの各段階に市民が参画する協働を推進している。平成28年度においては、市民、地域、NPO及び民間企業などと連携・協働し、129事業を実施している。 ・平成28年8月に「市民協働推進ワーキングチーム」を設置し、市民の自主的かつ自立的な取組によるまちづくりを推進している。 ・第2次総合計画策定に係るアンケート^{*25}結果より、「あなたは、これからの愛西市のまちづくりのあり方はどうあるべきだと思いますか」の質問に対し、9.8%の人が「市民や地域でできることは自分たちで行い、できないことを行政が担うべき」と回答し、67.9%の人が「市民と行政（市役所）が、協力してまちづくりを進めていくべき」と回答した。 ・自治会や地区コミュニティ推進協議会などのコミュニティが組織され、活動している。（佐屋地区で2組織、佐織地区で5組織及び立田地区で2組織） ・施策等に市民の意見を反映するため、パブリックコメント制度・電子メールの活用、ふれあい箱の設置などを行っている。また、広報紙やホームページなど様々な広報媒体を活用して、市政情報の発信に努めている。 ・多様な知識や経験、技能などを持ちながら、地域に隠れている人材を発掘するために、平成28年6月に生涯学習人材バンクを設置した。 ・多様な知識や経験、技能などを持つ人材を発掘し、その情報を提供することで豊かな地域社会をつくることを目指し、平成28年6月に設置した生涯学習人材バンクには、令和3年3月1日現在で26人の登録者がいる。令和2年度中の利用の申し込みは3件であった。 ・国において、「電子行政オープンデータ戦略」に基づき、オープンデータ^{*26}を推進している。 ・市民、市内在勤者を対象に、認知症サポーター養成講座を開催し、受講者を対象に年一回フォローアップ研修会を実施している。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の主体的なまちづくり活動をさらに展開するための仕組みが、確立されていない。 ・第2次総合計画策定に係るアンケート結果より、「現在の生活実感からみた愛西市の今後の取組としての重要度【協働のまちづくり】」の質問に対し、47.9%の人が「あまり重要ではない」、33.3%の人が「重要ではない」と回答しており、まちづくりに対する関心が低い。 ・コミュニティ組織が、設立されていない地域がある。

題	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的に市政情報を発信するため、様々な広報媒体の活用を検討する必要がある。 ・生涯学習人材バンクの登録者数は、平成29年9月末時点で14人である。また、運用の実現に至っていないため、生涯学習人材バンクをさらに周知する必要がある。 ・生涯学習人材バンクをさらに周知する必要がある。 ・認知症サポーター養成講座受講者数は3,500人を超えたが、知識を習得するのみにとどまり、その後、地域において十分に活かすことができていない。
---	---

II. 取組の内容

- ・ 多様化する市民ニーズ、行政だけでは把握することが困難な地域課題に対処するため、市民、地域、NPO及び民間企業などと、お互いの自立性を尊重しながら対等の立場で固有の機能や役割分担を行いつつ連携し、新たな協働事業の創出に努めます。
- ・ 市民、地域、NPO及び民間企業などとの協働によるまちづくりを推進するため、職員を含め、協働に対する理解の浸透及び気運の醸成を図ります。
- ~~・ 市民と行政が、まちづくりの良きパートナーとなるよう、コミュニティ組織の包括的な支援により、コミュニティ活動の育成・活性化の継続を図ります。~~
- ・ 市民と行政がまちづくりの良きパートナーとなるよう、コミュニティ組織の包括的な支援により、地域コミュニティの育成と地域自治の実現を図ります。
- ・ 広報紙やホームページなど既存の情報提供手段のほかに、~~ソーシャルメディア~~^{※49} SNS^{※27} を有効に活用して、積極的に市政情報の提供に努めます。
- ・ 様々な知識や経験、技能などを地域社会で役立てることに意欲のある個人又は団体の発掘・育成に努め、行政の透明性を高めます。
- ・ 様々な行政情報をオープンデータ化し、自由に活用してもらうことにより、社会的な課題解決や地域経済の活性化に寄与します。
- ・ 認知症サポーター養成講座受講者による団体組織化をし、その人材を活用することで、認知症のある高齢者にやさしい地域づくりを図ります。

② 民間活力の活用

めざす姿

○ 民間活力を活用します

I. 現状と課題

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な行政サービスの提供や行政サービス水準の向上など、民間委託による効果が期待される事務事業については、「愛西市民間委託（アウトソーシング）推進に関する指針」（平成20年5月策定）に基づいて、民間委託を推進している。 ・施設の設計・建設・運営を一貫して行うPFIを、「愛西市PFIガイドライン」（平成19年7月策定）に基づいて推進している。 <p style="text-align: center;">PFI導入施設数：1施設（平成28年度令和3年4月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度について、平成29年3月4月からは、新たに策定した「愛西市指定管理者制度ガイドライン」に基づいて、指定管理者制度のさらなる推進を図った推進している。 <p style="text-align: center;">指定管理者導入施設：46施設（平成29年4月1日現在） 指定管理者を導入した施設（各年4月1日現在） 平成28年度 42施設 → 令和2年度 43施設 うち非公募により指定管理者を選定した施設（各年4月1日現在） 平成28年度 19施設 → 令和2年度 16施設</p>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・民間委託、PFI及び指定管理者制度など、事務事業の性質に応じて、民間の知識・ノウハウを適切に活用していくことや、制度導入の効果の検証を行っていく必要がある。 <p style="text-align: center;">・民間委託、PFI及び指定管理者制度などについて、効果の検証を行っていく必要がある。 ・指定管理者制度について、原則公募による指定管理者の選定を徹底する必要がある。 指定管理者導入施設のうち、非公募により選定した施設 ÷ 25施設（平成29年4月1日現在）</p>

II. 取組の内容

- ・ 民間委託、PFI及び指定管理者制度の手法を活用して、民間活力のさらなる導入を推進します。
- ・ 「委託事務適正化ガイドライン」（平成29年3月策定）、「PFIガイドライン」（平成19年7月策定）及び「指定管理者制度導入施設におけるモニタリングに関する指針」（平成21年2月策定）に基づき、委託効果やPFI、指定管理者導入施設の管理状況や水準などを定期または随時に検証します。
- ~~・ 指定管理者制度について、非公募により選定した施設についても、原則緊急の場合その他公募を行わないことについて合理的な理由がなくなった施設から、順次公募により選定します。~~

③ 事務事業の見直し

めざす姿
<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務事業を根源的に見直します ○ PDCAサイクルに基づき、事務事業を検証します

I. 現状と課題

現 状	<p>→予算規模の目標達成に向けて事務事業の総点検を行うとともに、行政改革推進計画に位置付けた具体的な取組事項の進捗管理を行い、行政事務の改革に取り組んでいる。第4期推進計画では、事務事業に係る取り組みの進捗を管理するために、進捗管理指標を設定した。</p> <p>・予算規模の目標達成に向けて事務事業の総点検を行うとともに、第2次行政改革大綱で設定した進捗管理指標を用いて、具体的な取組事項の進捗管理を行い、行政事務の改革に取り組んでいる。</p> <p>・PDCAサイクルによる行政評価（事務事業評価）を行う手段として、平成26年度から実施計画検証シートを活用している。平成29令和2年度においては、各課（局・室）から提出された実施計画検証シートに係る284164事業について、ヒアリングを行い、検証を行った。</p> <p>・事務能率の向上、経費の節減、収入の増加、行政サービス向上のために取り組む施策など、「愛西市職員の提案等に関する規程」に基づいて、広く職員から提案を求めている。</p> <p>・行政サービスの一層の効率化及び迅速化を図るために、ICTの活用を推進している。</p> <p>・愛知県及び県内市町村（名古屋市を除く）で組織した「あいち電子自治体推進協議会」が運営する『あいち電子申請・届出システム』を活用して、行政手続法で定めた申請・届出（汎用申請）や行政手続以外の軽易な手続（簡易申請）を、インターネットで受け付けている。</p> <p>・愛知県及び県内市町村（名古屋市を除く）で組織した「あいち電子自治体推進協議会」が運営する『あいち電子調達共同システム』を活用して、入札参加資格申請や入札を、インターネットで受け付けている。</p>
課 題	<p>・PDCAサイクルによる行政評価（事務事業評価）システムを駆使し、さらなる事務事業の見直しを進めていく必要がある。</p> <p>・社会保障・税番号制度（マイナンバー）^{※28}利用の推進が求められる。普及率の向上が求められる。</p> <p>・社会保障・税番号制度（マイナンバー）^{※21}の本格運用（情報提供ネットワークの運用開始）に向けて、さらなる情報セキュリティ対策が求められる。</p>

II. 取組の内容

- ・ ~~事務事業に係る取組の成果について、実施計画検証シートのほかに、新たな行政評価（事務事業評価）システムを構築して、検証の充実を図ります。事務事業に係る取組の成果について、実施計画検証シートのほかに、新しく作成した行政評価（事務事業評価）システムで検証の充実を図ります。~~ また、「選択と集中」の視点をもって、事業の優先順位付け、取捨選択を行い、行政の経営資源（財源・人材・資産・情報・時間）の配分を行います。
- ・ 職員提案を奨励し、事務事業の見直しや行政サービスの向上などを図ります。
- ・ 市民の利便性と事務の効率性の両立に向けて、令和3年6月に策定した愛西市DX^{※29}推進基本方針に基づき、既存の事務事業におけるICTの活用を推進します。
- ・ 社会保障・税番号制度（マイナンバー）の利活用拡大に向け検討を進めます。
- ・ ~~社会保障・税番号制度（マイナンバー）の安全な運用を図るため、国が地方自治体の情報セキュリティに係る抜本的な対策を検討することを目的に設置した「自治体情報セキュリティ対策検討チームからの報告結果^{※22}」などを踏まえた、情報セキュリティ対策の強化を進めます。~~

④ 市外郭団体^{※30}、特別会計・公営企業会計の健全経営

めざす姿

- 市外郭団体、特別会計・公営企業会計の健全経営を推進します
- 市財政への負担を軽減します

I. 現状と課題

現 状	<p>・市は外郭団体を56団体設置し、事業の実施に必要な経費に対して、補助金を交付している。</p> <p>　　《市外郭団体：平成29年度令和3年度当初予算補助金額》</p> <p>　　①観光協会　　　　　　　　　：21,00221,051千円</p> <p>　　②社会福祉協議会　　　　　　：26,53133,064千円</p> <p>　　③商工会　　　　　　　　　　　：43,1135,489千円</p> <p>　　④シルバー人材センター　　：24,000千円</p> <p>　　⑤土地改良区　　　　　　　　　：26,72031,423千円（人件費補助）</p> <p>　　⑥スポーツ協会　　　　　　　　：14,914千円</p> <p>・市は財政法（昭和22年3月施行）に基づいて53特別会計を運営し、特別会計事業に係る経費の一部について、一般会計からの繰入額を充てている。</p> <p>　　《特別会計：平成29年度令和3年度当初予算一般会計繰入額》</p> <p>　　①国民健康保険特別会計　　：521,620432,161千円</p> <p>　　②後期高齢者医療特別会計　　：163,050197,896千円</p> <p>　　③介護保険特別会計　　　　　：725,217869,866千円</p> <p>　　④農業集落排水事業等特別会計：332,319千円</p> <p>　　⑤公共下水道事業特別会計　　：351,661千円</p> <p>・市は地方公営企業法（昭和27年8月施行）に基づいて12公営企業会計を運営し、公営企業会計に係る経費の一部について、一般会計からの繰入額を充てている。</p> <p>　　《公営企業会計：平成29年度令和3年度当初予算一般会計繰入額》</p> <p>　　水道事業会計　　　　　　　　　：740380千円</p> <p>　　下水道事業会計　　　　　　　　：753,953千円</p> <p>・水道事業について、基準内の繰入れのみで経営している。</p> <p>→水道事業について、水道料金を平成28年4月に改定した。</p>
課 題	<p>・外郭団体について、市補助金に頼らない事業運営を進める必要がある。</p> <p>・特別会計・公営企業会計について、受益者負担の適正化を進める必要がある。</p>

II. 取組の内容

- ・ 外郭団体の果たすべき役割や市との関係を精査したうえ、自主財源の確保など、市補助金に頼らない事業運営を実現するために、運営体制の見直しを検討します。
- ・ すべての特別会計・公営企業会計について、独立採算の原則に基づき、効率的・合理的な運営を行うとともに、受益者負担の適正化と行政サービスの向上に取り組みます。

⑤ 市有資産の適正管理（公共施設等の活性化を含む）

めざす姿
<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全で効率的に公共施設等を管理します ○ 公共施設等の総量を適正化します ○ 公有財産の有効活用を図ります

I. 現状と課題

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の規模に見合う公共施設等の配置や施設水準を実現するための施設報告書を平成20年7月に策定し、その報告方針に基づいて、効率的・効果的な施設運営を行っている。 ・ 平成28年3月に、分庁方式から本課機能を集約した本庁舎を供用開始し、支所については支所整備基本計画に基づいて、整備を進めている。行った。（佐織支所：平成28年、立田支所：平成29年、八開支所：令和元年） ・ 長期的な視点による公共施設等の更新・統廃合、安全性の確保（点検・診断などの実施）、機能性の維持、長寿命化等を図るため、平成29年1月に公共施設等総合管理計画を策定した。 ・ 平成29年1月に策定した公共施設等総合管理計画により、長期的な視点による公共施設等の更新・統廃合、安全性の確保（点検・診断などの実施）、機能性の維持、長寿命化等を行っている。 ・ 遊休・未利用財産の売却及び利活用を図っている。また、公有財産の有効スペースを活用して、有料駐車場、自動販売機貸付及び広告掲載などの事業を実施している。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等の老朽化が進んでおり、今後集中して施設の更新が訪れると、多大な財政圧迫が想定される。新規整備等を含む公共施設等の更新費用は、今後40年間（2016年～2055年）の総額で、約2,157.9億円、年平均では約53.9億円が必要になる。公共建築物、上水道施設の施設更新費用は今後10年間で約62.3億円、道路、橋りょう、下水道施設では今後40年間で84.8億円が必要になる。 ・ 合併前に整備してきた公共施設等について重複が見受けられるため、市に見合う施設規模にしていく必要がある。 ・ 公有財産の有効活用を図り、でき得る限り自主財源の確保に努める必要がある。

II. 取組の内容

- ・ 市民の安全・安心を第一としつつ、公共施設等総合管理計画に基づいて、公共施設等を効率的・計画的に更新・統廃合・長寿命化などを行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図ります。
- ・ ~~新公会計制度^{※24}の導入に伴い整備した固定資産台帳を活用して、公共施設等の管理や保有量の調整などを進めます。~~
- ・ 遊休・未利用財産について、売却のほかに貸付や譲渡も視野にいれた有効活用を図ります。
- ・ 公有財産の有効活用を図る取組を、拡大・推進します。

⑥ 「地方分権改革」や「まち・ひと・しごと創生（地方創生）」の推進への対応と自治体間の連携

めざす姿
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立と分権を推進します ○ 地方創生への取組を推進します ○ 他自治体との連携を推進します ○ 世界の開発目標であるSDGsを推進します

I. 現状と課題

現 状	<p>・「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（通称：地方分権一括法）」が平成12年4月に施行され、都道府県の権限に属する事務の一部をについて条例に基づいてき、市町村が処理できる事務処理特例制度が創設された。愛知県から平成29年8月1日現在で、「商工会等が作成する基盤施設計画の認定等」や「土地改良区役員の就退任等の届出の受理・公告」など、43件の事務が県から権限移譲された。令和3年4月1日現在で、「一般旅券の発給申請の受理交付等」など、46件の事務が愛知県から権限移譲されている。</p> <p>・「まち・ひと・しごと創生法」が平成26年11月に施行された。まち・ひと・しごと創生法に基づいて、第2次愛西市人口ビジョン並びに愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を平成28令和2年3月に策定した。総合戦略に基づいて、「妊娠・出産・子育て支援の充実」や「これからの高齢社会への対応」などの各種事業に取り組んでいる。</p> <p>・海部地域広域行政連絡調整会議（AMA7）、名古屋市近隣市町村事務連絡会及び長良川2020年東京五輪事前キャンプ誘致委員会などにおいて、政策課題に対する調査・研究や協働事業に取り組んでいる。</p> <p>・「地方自治法の一部を改正する法律」が平成27年4月に施行され、新たな広域連携の制度（他の自治体と連携して事務を処理するにあたっての基本的な方針及び役割分担を定める「連携協約制度」、事務の一部を当該自治体の名において他の自治体に管理・執行させる「事務の代替執行制度」）が創設された。</p>
課 題	<p>・自主性・自立性の高い行政運営を行っていくため、主体的なまちづくりの展開につながる権限事務について、権限移譲を受けていく必要がある。</p> <p>・総合戦略に基づいて、事業を実施・推進する必要がある。</p> <p>・広域連携を進めていく必要がある。</p> <p>・SDGsの理解を深め、各事業においてSDGsの目標を意識したうえで事業を進めていく必要がある。</p>

II. 取組の内容

- ・ 地方分権改革に伴う、事務の権限移譲を受けることにより、住民に最も身近な基礎自治体として、行政サービスの充実を図ります。
- ・ 愛西市人口ビジョンで提示した、市が今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を踏まえ、まち・ひと・しごと創生の実現を図るために、総合戦略で掲げた各種事業に取り組みます。
- ・ 県内外の他自治体と連携を図ることにより、広域的な政策課題への対応や、魅力的なまちづくりに取り組めます。また、新たな広域連携体制の検討を通じて、事務事業の効率性の向上に努めます。
- ・ **世界の開発目標であるSDGsについて、職員の知識を深め、目標達成に努めます。**

⑦ 人材の育成・活用、職員に対するワーク・ライフ・バランス^{※31}の推進

めざす姿
<ul style="list-style-type: none"> ○ 求められる職員を育てます ○ 職員のモチベーションを向上させます ○ 職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを推進します

I. 現状と課題

現 状	<p>・成果志向の行政経営を担う職員の育成と、職員一人ひとりの職務遂行能力の向上を図るため、人材育成基本方針（平成22年9月策定平成29年12月改定）に基づいて、職場の学習風土づくり、人事管理及び能力開発（研修）を重点的に進めている。また、人材育成基本方針の実施計画の位置付けとして、職員研修計画を策定している。</p> <p style="text-align: center;">《求められる目指すべき職員像》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自ら考え自ら行動する職員 ②チャレンジ精神溢れる職員 ③市民と協働する職員 ④行政経営感覚を持つ職員 ⑤政策形成能力を有する職員 <li style="color: red;">⑥気遣いできる職員
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価にあたり、従来から実施してきた能力評価に加え、平成28年度から業績評価（目標管理型）を導入した。 ・メンタルヘルス・ライフスタイル調査などを活用することにより、職員の心の健康を掌握し、専門家の意見に基づく相談指導を実施している。 ・時差出勤やノー残業デーの周知徹底を図ることにより、職員の健康への配慮及びワーク・ライフ・バランスの向上につなげている。 ・国において、「働き方改革^{※32}」の実現に向けた取組が進められている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての職員が求められる職員像に向けて、職員の資質向上を図る必要がある。 ・職員が組織の中で、十分に力が発揮できるような職場環境とする必要がある。 ・ワーク・ライフ・バランスを推進することで、職員の健康管理と業務の効率化に積極的に取り組む必要がある。

II. 取組の内容

- ・ 人材育成基本方針に基づいて、自主的な研修を奨励しながら研修制度を充実します。
- ・ 業績評価（目標管理型）を取り入れた人事評価制度により、職員を公平に評価し、より一層職員の意欲や能力を最大限に引き出す人事管理を推進します。
- ・ 職員の持つ専門的な知識や経験などを考慮して、適材適所の職員配置と人事異動の適正化に努めます。
- ・ 職員のこころの健康を維持するため、ストレス関連疾患の発生予防や早期発見・早期治療の充実を図るとともに、円滑な職場復帰と再発防止に向けた支援を行うなどの総合的なメンタルヘルス対策に取り組みます。
- ・ 育児休業や介護休暇等の取得の促進、また長時間労働の是正などをはじめとする「働き方改革」の実現に向けた取組を進め、職員一人ひとりの状況に合わせたワーク・ライフ・バランスの気運を醸成します。

⑧ 組織の活性化

めざす姿

- 機動的な組織体系を確立します

I. 現状と課題

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・変化する社会情勢への迅速な対応や市民ニーズに即した行政サービスが提供できるように、効果的な組織・機構の見直しを行ってきた。平成28年度には、本庁舎の全面供用開始に併せ、①市民や地域などとの協働の仕組みづくりを進めるために「市民協働部」、②福祉、保健、医療などについて一体的な行政サービスを展開するために「健康福祉部」を設置した。 ・令和2年度には、防災・災害に関する危機管理課を「企画政策部」へ組織再編し、保健や子育て支援に関する「健康子ども部」を設置した。また、新型コロナウイルス感染症への対応として、緊急経済対策である特別定額給付金事業のために「新型コロナウイルス感染症対策室」を、ワクチン接種推進のために「新型コロナウイルスワクチン接種推進室」を設置するなど、必要な行政サービスが提供できるように対応した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟に組織・機構を見直していく必要がある。

II. 取組の内容

- ・ 重要施策を戦略的に推進していくために、組織・機構の必要な見直しを行います。
- ・ 重要施策の課題について、全庁的な検討・立案が必要な場合は、庁内横断プロジェクトチームを設置し、集中的に対応します。

⑨ 定員の適正管理

めざす姿

- 組織の業務量に見合う適切な人員配置をします

I. 現状と課題

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・民間委託、PFI及び指定管理者制度の導入、組織・機構の見直しなどにより、職員定員数の削減を継続的に進めたこともあり、行政改革第3期推進計画で掲げた定員管理目標を達成している。合併後職員数を100人以上削減している。 ・職員人件費の抑制を図りつつ、適正な職員数を確保するため、「愛西市定員管理計画（令和3年度～7年度）」（平成28年4月策定）を令和3年2月に策定した。 ・再任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員（臨時・非常勤職員）など弾力的な人材活用を行っている。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革による権限移譲や社会構造の変化などにより増大する社会保障に応えるため、業務量が増加傾向にあることから、適正な職員数を把握する必要がある。 ・合併前の各町村における採用状況や合併後3年間にわたり新規採用を抑制したことにより、職員の年齢構成に偏りがあるため、採用資格年齢の引き上げなどにより、平準化を図る必要がある。

II. 取組の内容

- ・ 職員の年齢構成の平準化を考慮したうえで、必要な人員を確保します。
- ~~・ 職員の世代交代により、事務事業などの遂行に支障をきたすことがないように、適切な人員配置に努めます。~~
- ・ 各課の事務事業に係る業務量調査を実施したうえで、適切な人員配置に努めます。

2. ~~健全で持続可能な財政基盤の確立~~

⑩ 健全で持続可能な財政基盤の確立

めざす姿
<input type="radio"/> 健全で持続可能な財政運営を行います <input type="radio"/> 財源を確保します

I. 現状と課題

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革推進計画において、財政判断指標に係る目標値を設定し、その目標値を達成するための取組を進めている。 ・国から示された、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした「財務書類の作成に関する統一的な基準」に基づき、平成29年度において、「貸借対照表」・「行政コスト計算書」・「純資産変動計算書」・「資金収支計算書」の4つの財務書類を作成したている。 ・ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）^{*33}や企業誘致の推進などにより、自主財源の確保に努めている。 ・口座振替の推進、コンビニ収納の運用、収納強化月間の実施及び徴収嘱託員の活用新しい生活様式に対応したキャッシュレス決済^{*34}の導入などにより、市税などの収納率の向上に努めている。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税が合併算定替の終了により、平成28年度から5年間かけて段階的に縮減される。 ・安定した自主財源を確保する必要がある。 ・地方交付税の市町村合併以来の特例による増額分が終了し、本来の交付税となることから、安定した自主財源を確保する必要がある。

II. 取組の内容

- ・ 財政判断指標並びにその指標に係る~~平成33年度（2021年度）~~令和7年度の目標値を設定し、計画的な財政運営を行います。

《財政判断指標1：経常収支比率》

	平成33年度(2021年度) 令和7年度
目標	94.996.2%以内

《財政判断指標2：基金残高》

	平成33年度(2021年度) 令和7年度
目標	122130億円確保

《財政判断指標3：健全化判断比率》

	令和7年度 目標	令和7年度 早期健全化基準
実質赤字比率	赤字無し	12.75% 12.78%
連結実質赤字比率	赤字無し	17.75% 17.78%
実質公債費比率	5.1% 3.1%	25.0%
将来負担比率	将来負担無し	350.0%

- 新公会計制度の導入に伴い作成した、4つの財務書類「貸借対照表」・「行政コスト計算書」・「純資産変動計算書」・「資金収支計算書」より得られるストック情報やフルコスト情報を活用し、より効率的で透明性の高い財政運営を図ります。
- 自主納付意識の高揚や納付の利便性を高めることにより、市税などの収納率の一層の向上に努めます。
- ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）や企業誘致の推進、ネーミングライツ^{※35}の導入など様々な手段を活用して、自主財源の確保に取り組めます。

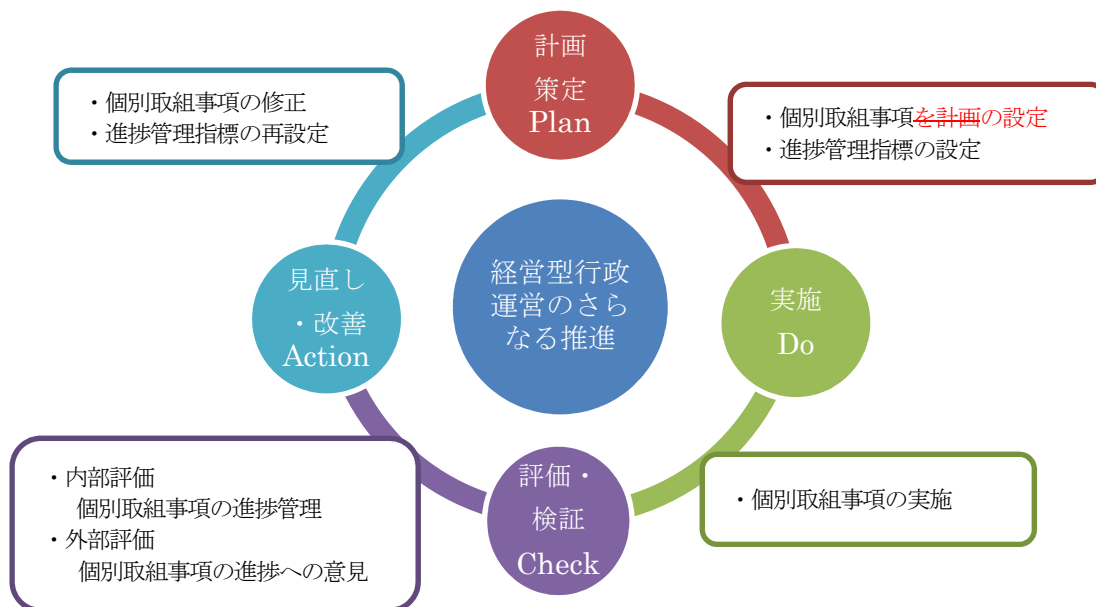
第5-4 行政改革大綱の推進体制と進捗管理（PDCAサイクル）

1 行政改革大綱の推進体制

- 行政改革大綱に係る取組の推進にあたり、行政改革推進本部において毎年度、進行管理を行います。また、取組の中心となる担当課を明確にするとともに、担当課の部課方針書に毎年度位置付けます。
- 行政改革の実効性を高めるとともに、開かれた行政改革を推進するため、行政改革推進委員会により進捗状況を監視するとともに、推進委員会の評価・提言を尊重し、効果のある行政改革を推進します。
- 行政改革の推進には市民の理解と協力が欠かせないことから、推進状況などについて、広報紙やホームページを通して公表し、情報の提供を行っていきます。

2 進捗管理（PDCAサイクル）

行政改革を着実に実施するため、Plan（計画策定）－Do（実行）－Check（評価・検証）－Action（見直し・改善）のサイクルによる進捗管理を行います。

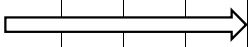
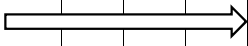
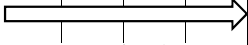
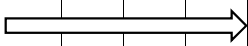
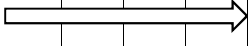


- 毎年度、行政改革の取組の一つひとつについて、過年度の実績と当該年度以降の具体的な取組内容を示していきます。
- 事務事業の見直しや行政改革の取組を具体化・充実する作業を進めるために、必要に応じて庁内横断ワーキングチームを設置し、組織横断的・集中的に検討します。
- 様々な外部要因のほか、行政改革大綱や行政改革の趣旨に基づき、必要性のある事業が新たに発生した場合は、関係部局との協議により実行に移します。

第6 個別取組事項

主要取組事項10本の柱に基づき、10294項目の個別取組事項に取り組みます。

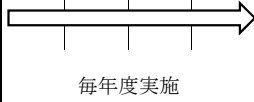
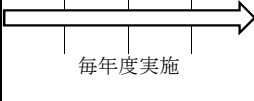
①市民などとの連携・協働

	第2次大綱個別取組事項	所管課	第2次大綱 (R2年度) 取組結果	第3次大綱個別取組事項	実施時期 (年度)			
	第2次大綱取組内容			第3次大綱取組内容	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
1	<継続> オープンデータの推進	関係各課 総務課 秘書広報課 (第2次大綱時は総務課、秘書広報課)	避難所情報、人口情報、AED情報について、愛知県及び名古屋市を除く県内市町村で組織した「あいち電子自治体推進協議会」が運営する「あいちオープンデータ試行サイト」において、オープンデータを公開した。	<継続> オープンデータ化の推進	 毎年度実施			
	オープンデータ化が可能な行政情報について、「あいちオープンデータ試行サイト」に順次公開する。			各課が保有する情報の棚卸を行い、「愛知県オープンデータカタログ」への公開を検討する。				
2	<継続> パブリックコメント制度の活用	秘書広報課	ホームページ等を活用し、市が策定等する計画等について市民から広く意見募集を行った。また提出された意見のうち、市において取り入れるべきと判断したものは、計画等の内容に反映した。	<継続> パブリックコメント制度の活用	 毎年度実施			
	施策等に市民の意見を反映するため、パブリックコメント制度の活用を促進する。			施策等に市民の意見を反映するため、パブリックコメント制度の活用を促進する。				
3	<継続> 情報発信の充実	秘書広報課	ホームページ、LINE、コミュニティFMやクローバーテレビ等を活用し、市民等に生活に役立つ地域情報や最新の市政情報を発信した。	<継続> 情報発信の充実	 毎年度実施			
	・市民に市政等に関する最新情報や生活に役立つ地域情報、行政情報を提供する。 ・災害時における緊急情報などを発信する。			・市民等に市政等に関する最新情報や生活に役立つ地域情報、行政情報を提供する。 ・災害時における緊急情報などを発信する。				
4	<継続> 市民との意見交換	秘書広報課	電子メールやふれあい箱により市民から直接、市政に対するご意見をいただいた。	<継続> 市民との意見交換	 毎年度実施			
	市民から直接市政に対するご意見等を、電子メールやふれあい箱など様々な手段を用いて活用できる環境を整える。			市民から直接市政に対するご意見等を、電子メールやふれあい箱など様々な手段を用いて活用できる環境を整える。				
5	<継続> 市政懇談会（タウンミーティング）の開催	秘書広報課	市政懇談会について、内容や手法等の検討を行った。	<継続> 市政懇談会（タウンミーティング）の検討	 毎年度実施			
	市の現状と課題に沿ったテーマ、その事業の取組について、市長自らが説明を行う。			市政懇談会について、内容や手法等について検討を行う。				

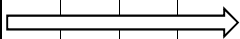
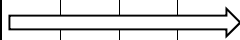
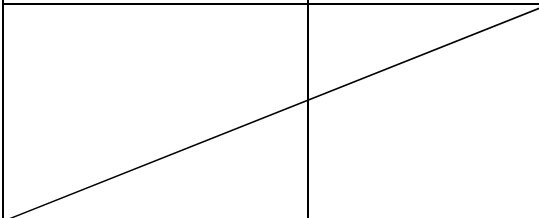
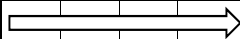
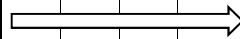
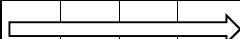
	第2次大綱個別取組事項	所管課	第2次大綱 (R2年度) 取組結果	第3次大綱個別取組事項	実施時期 (年度)			
	第2次大綱取組内容			第3次大綱取組内容	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
6	<継続> 市民公募委員の登用推進	経営企画課	審議会等において「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、一部の委員の選任について公募による市民委員を登用した。	<継続> 市民公募委員の登用推進				
	審議会等の特性に応じて、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、一部の委員の選任について、市民公募で行う。			審議会等の特性に応じて、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、一部の委員の選任について、市民公募で行う。	毎年度実施			
7	<継続> 総合計画における市民アンケート調査の実施	経営企画課	「第2次総合計画見直しのためのアンケート調査」及び「まちづくりに関するアンケート調査」を実施した。	<継続> 総合計画における市民アンケート調査の実施				
	「第2次総合計画の評価（前期4年間）及び策定（後期4年間）のためのアンケート調査」を実施する。			「第2次総合計画の評価及び第3次総合計画策定のためのアンケート調査」を実施する。	調査項目検討 実施			
8	<継続> 審議会等の会議の公開	経営企画課	・「審議会等の会議公開に関する要綱」に基づき、審議会等の会議は原則公開した。 ・審議会等の会議の公開に関する状況を、ホームページで公開した。	<継続> 審議会等の会議の公開				
	・審議会等の会議公開に関する要綱に基づき、審議会等の会議は原則公開する。 ・審議会等の会議の公開に関する状況を、ホームページで公表する。			・「審議会等の会議公開に関する要綱」に基づき、審議会等の会議は原則公開する。 ・審議会等の会議の公開に関する状況を、ホームページで公開する。	毎年度実施			
9	<継続> 緊急災害時情報の配信	危機管理課	広報誌、ホームページ、出前講座等で緊急災害時メール登録のPRを実施した。スマホアプリの情報も掲載した防災ハンドブックを作成し、全戸配布した。	<継続> 緊急災害時情報の配信				
	メール配信に加え、スマホアプリを活用して、緊急情報を配信する。			メール配信に加え、スマホアプリを活用して、緊急情報を配信する。	毎年度実施			
10	<新規> 防災意識の高揚	危機管理課	・個人備蓄の方法として、「ローリングストック」の啓発を行った。 ・地域防災力の更なる向上のため、4地区に自主防災連合会が結成された。	<継続> 防災意識の高揚				
	・市が整備する備蓄品以外に、啓発活動により個人備蓄の推進をめざす。 ・自主防災組織を中心に、地域に応じた防災力の向上を図る。			・市が整備する備蓄品以外に、啓発活動により個人備蓄の推進をめざす。 ・小学校区やコミュニティ単位での自助・共助の機能を高める防災活動を推進する。	毎年度実施			
11	<継続> 市民活動団体等への活動支援	関係各課 市民協働課 経営企画課 (第2次大綱時は市民協働課・経営企画課)	・新規採用職員を対象に市民協働のまちづくりについての研修を行った。 ・地域づくりの講演会を開催したり、地域の方とワークショップを行った。 ・平成30年度より市民活動支援公募事業を開始し、市民活動団体等の活動の推進および活性化に取り組んだ。	<継続> 市民活動団体等への活動支援				
	・職員研修の実施や市民協働推進ワーキングチーム会議において、市民協働の仕組みづくりに取り組む。 ・市民活動支援公募事業を実施し、市民活動団体等の活動の推進及び活性化を図る。			・市民協働の仕組みづくりを推進するとともに、地域の活動団体の活動支援を行う。 ・市民活動支援公募事業を実施し、市民活動団体等の活動の推進及び活性化を図るとともに、その自立を促進する。	毎年度実施			

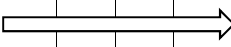
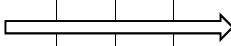
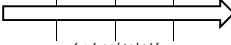
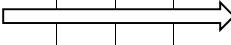
	第2次大綱個別取組事項	所管課	第2次大綱 (R2年度) 取組結果	第3次大綱個別取組事項	実施時期 (年度)			
	第2次大綱取組内容			第3次大綱取組内容	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
12	<継続> NPOなど、さまざまな主体との連携・協働	市民協働課 関係各課	モデル地区を設定し、地域の仕組みづくりへの取組を開始した。	<継続> NPOなど、さまざまな主体との連携・協働				
	行政とNPOが果たす役割や行程等を示すロードマップづくりを、防災・福祉・健康づくり等の分野で進める。			NPO、大学、企業等との連携事業を推進する。				
	<継続> 大学、企業等との連携の推進	市民協働課 関係各課	各課において、大学、高校との連携事業が実施された。市民協働課では、地域の仕組みづくりへの取組を開始した。	<統合>	/			
	市民協働推進ワーキングチーム会議の協議内容に基づき、大学、企業等との連携事業を推進する。			「NPOなど、さまざまな主体との連携・協働」と「大学、企業等との連携の推進」との統合				
13	<継続> 生活支援体制の整備	高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・第1層生活支援コーディネーター1名、第2層生活支援コーディネーター3名配置した。 ・生活支援サポーター養成講座、運転ボランティア養成講座を開催した。 ・協議体を開催し情報共有及び連携協働による資源開発等を推進した。 	<継続> 生活支援体制の整備				
	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活支援・介護予防サービスの体制整備を進める。			高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活支援・介護予防サービスの体制整備を進める。				
14				<新規> 認知症のある方を支える地域づくりの推進				
				<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座受講者のフォローアップを行う。 ・認知症サポーター養成講座受講者による団体組織化をし、認知症のある高齢者にやさしい地域づくりを推進する。 				

②民間活力の活用

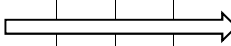
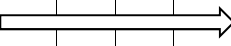


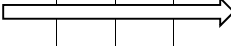
	第2次大綱個別取組事項	所管課	第2次大綱 (R2年度) 取組結果	第3次大綱個別取組事項	実施時期 (年度)			
	第2次大綱取組内容			第3次大綱取組内容	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
15	<p><継続> 臨時職員・嘱託職員の活用</p> <p>事務量の増加等に伴う、職員負担を軽減するため活用する。</p>	人事課	事務量の増減を把握した上で必要に応じて会計年度任用職員を雇用した。	<p><継続> 会計年度任用職員の活用</p> <p>事務量の増加等に伴う、職員負担を軽減するため活用する。</p>	 <p>毎年度実施</p>			
16	<p><継続> 民間委託（アウトソーシング）の推進</p> <p>「民間委託（アウトソーシング）推進に関する指針」及び「委託事務適正化ガイドライン」に基づき、効率的なサービスの提供やサービス水準の向上等、民間委託による効果が期待される事務事業について、民間委託を推進する。</p>	経営企画課 関係各課	窓口業務の委託として、平成30年7月から永和郵便局において証明書等発行業務を開始した。	<p><継続> 民間委託（アウトソーシング）の推進</p> <p>「民間委託（アウトソーシング）推進に関する指針」及び「委託事務適正化ガイドライン」に基づき、民間委託による効果が期待される事務事業について、民間委託を推進する。</p>	 <p>毎年度実施</p>			
17	<p><継続> 指定管理者制度の推進</p> <p>・「指定管理者制度ガイドライン」に基づき、指定管理者制度の円滑な導入及び効果的な運用を行う。 ・「指定管理者制度導入施設におけるモニタリングに関する指針」に基づき、外部有識者等によるモニタリングの導入を推進する。</p>	経営企画課 関係各課	<p>・「指定管理者制度ガイドライン」に基づき、指定管理者制度の円滑な導入及び効果的な運用を行った。 ・「指定管理者制度導入施設におけるモニタリングに関する指針」に基づき、一部の施設において外部有識者等によるモニタリングを実施した。</p>	<p><継続> 指定管理者制度の推進</p> <p>「指定管理者制度ガイドライン」及び「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング指針」に基づき、指定管理者制度の円滑な導入や効果的な運用、外部有識者等によるモニタリングを行い、制度の効果が期待される施設について、指定管理者制度を推進する。</p>	 <p>毎年度実施</p>			
18	<p><継続> PFI制度の推進</p> <p>「PFIガイドライン」に基づき、PFI導入の効果が認められる事業について、PFIの導入を推進する。</p>	経営企画課	「PFIガイドライン」に基づき、PFI導入の効果が認められる事業を検討した。	<p><継続> PFI制度の推進</p> <p>「PFIガイドライン」に基づき、PFI導入の効果が認められる事業について、PFI制度の導入を推進する。</p>	 <p>毎年度実施</p>			
19	<p><継続> 窓口業務のアウトソーシング</p> <p>市民課で実施可能な委託業務について、再度精査しながら近隣市町村の動向を見据えて課題を抽出し、検討する。</p>	市民課 関係各課	窓口業務の委託として、平成30年7月から永和郵便局において証明書等発行業務を開始した。	<p><継続> 窓口業務のアウトソーシング</p> <p>効率的なサービスの提供やサービス水準の向上等、民間委託による効果が期待される事務事業について課題を抽出し、さらなる委託可能な業務について精査検討していく。</p>	 <p>毎年度実施</p>			
20	<p><継続> 公立保育所の調理業務委託推進</p> <p>「公立保育園基本方針」に基づき、永和保育園は平成31年度から自園調理を条件に、指定管理者制度の導入を進める。</p>	子育て支援課	<p>・「公立保育園基本方針」に基づき、保育園調理業務について検討した。 ・永和保育園は令和2年度から自園調理を条件に、指定管理者制度を導入した。</p>	<p><継続> 公立保育所の調理業務委託推進</p> <p>令和5年度から佐織保育園の調理業務委託をすすめる。</p>	 <p>検討 実施</p>			

③事務事業の見直し

	第2次大綱個別取組事項	所管課	第2次大綱 (R2年度) 取組結果	第3次大綱個別取組事項	実施時期 (年度)			
	第2次大綱取組内容			第3次大綱取組内容	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
	<p><継続> 監査機能の充実・強化</p> <p>・年間監査計画に基づき、指摘、指導に重点をおいた監査を実施する。 ・新公会計制度や地方公営企業に係る新会計基準に対応した監査を実施する。</p>	監査委員事務局	<p>・年間監査計画に基づき、監査を実施した。 ・水道事業会計及び下水道事業会計の監査を実施した。 ・ホームページの監査結果報告書・意見書について、掲載内容の充実を図った。</p>	<削除>				
21	<p><継続> 会計指導検査の実施</p> <p>不適正な経理処理を防止するため、抜き打ち検査などを実施する。</p>	会計室	22部署の書面での出納員検査（つり銭、領収印の確認）を実施した。	<p><継続> 会計指導検査の実施</p> <p>不適正な経理処理を防止するため、抜き打ち検査などを実施する。</p>	 <p>毎年度実施</p>			
22	<p><継続> 物品等調達事務の見直し</p> <p>調達する物品等の統一を図り、発注の集約化を推進する。</p>	財政課	調達する物品の統一を実施し、財政課にて単価契約を行った。	<p><継続> 物品等調達事務の統一を推進</p> <p>発注の集約化を推進する。</p>	 <p>毎年度実施</p>			
	<p><継続> 文書関係諸規程の見直し</p> <p>・文書保存年限を短縮した文書関係諸規程を施行する。 ・文書保存年限を短縮したことにより生じる文書の廃棄を進める。</p>	総務課	<完了> 文書保存年限の区分を見直し、永年保存を廃止したことにより完了。					
23	<p><継続> 決裁権限の下部委譲</p> <p>決裁権限の下部委譲に係る検討結果を取りまとめる。</p>	総務課	決裁権限の下部委譲に係る検討結果の取りまとめを行い、課題を検討した。	<p><継続> 決裁権限の下部委譲</p> <p>決裁権限の下部委譲に係る調査を実施する。（グループ制導入に伴うもの）</p>	 <p>毎年度実施</p>			
24	<p><継続> あいち電子申請・届出システムの活用</p> <p>利用者にとって、使いやすいシステムの運用を円滑に行う。</p>	総務課	愛知県及び名古屋市を除く県内市町村で組織した「あいち電子自治体推進協議会」が運営する『あいち電子申請・届出システム』により、汎用申請や簡易申請を受け付けた。	<p><継続> あいち電子申請・届出システムの活用</p> <p>利用者にとって、使いやすいシステムの運用を円滑に行う。</p>	 <p>毎年度実施</p>			
25	<p><継続> あいち電子調達共同システムの利活用</p> <p>・あいち電子調達共同システムを利用して、入札参加資格審査申請等の手続きを行う。 ・電子入札が可能なものについて、電子入札を実施する。</p>	財政課	入札に参加するために申請してもらう入札参加資格審査申請や変更手続きについて、すべてインターネットを活用し、実施した。	<p><継続> あいち電子調達共同システムの利活用</p> <p>・あいち電子調達共同システムを利用して、入札参加資格審査申請等の手続きを行う。 ・電子入札が可能なものについて、電子入札を実施する。</p>	 <p>毎年度実施</p>			

	第2次大綱個別取組事項	所管課	第2次大綱 (R2年度) 取組結果	第3次大綱個別取組事項	実施時期 (年度)			
	第2次大綱取組内容			第3次大綱取組内容	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
26	<継続> 情報システムの効率化	総務課	・システムの導入や改修について、愛西市情報化推進委員会に諮り、可否を決定した。 ・令和2年度に愛西市情報化推進部会を設置し研究・調査を行った。	<継続> 情報システムの効率化	 毎年度実施			
	IT経費の低減や、安定かつ安全な情報システムの稼働をめざすため、全庁的に情報システムの効率化を推進する。			IT経費の低減や、安定かつ安全な情報システムの稼働をめざすため、全庁的に情報システムの効率化を推進する。				
27		総務課 経営企画課		<新規> AI・RPA等のデジタル技術の活用の推進	 毎年度実施			
			愛西市DX推進基本方針に基づきデジタル化を推進する。					
	<完了> 入札検査事務の見直し	財政課		削除				
	入札検査事務の見直しは、平成28年度に実施したことにより完了。							
28	<継続> 随意契約の適正化	財政課	随意契約理由の精査を徹底し、随意契約理由と異なるものを入札に移行した。	<継続> 随意契約の適正化	 毎年度実施			
	競争の方法によらないで任意に相手方を選定し契約している随意契約について、随意契約によった理由が合理的か否かを市民目線に立って点検し、原則競争入札等への移行を徹底する。			競争の方法によらないで任意に相手方を選定し契約している随意契約について、随意契約によった理由が合理的か否かを市民目線に立って点検し、原則競争入札等への移行を徹底する。				
	<継続> 報償費の見直し	経営企画課 財政課	<完了> 平成29年度に支払対象事業の必要性や謝金等支払基準を検証し、見直したことにより完了。					
	支払対象事業の必要性や謝金等支払基準を検証し、報償費の見直しを図る。							
29	<継続> 事務事業の点検、評価及び立案	経営企画課	実施計画検証シートを活用して、事務事業計画の点検・評価のほか、事務事業計画の検証を行い、令和3年度予算編成を行った。	<継続> 事務事業の点検、評価及び立案	 毎年度実施			
	実施計画検証シートを活用した事務事業の点検・評価のほか、新たな行政評価(事務事業評価)システムを導入するなどして、事務事業の点検、評価及び新たな事業の立案を図る。			実施計画検証シートを活用した事務事業の点検・評価を行うとともに、新たな行政評価の視点により、見直しが必要な事業の洗い出し、検証を行う。				
	<継続> 時限設定の徹底による見直し	経営企画課 関係各課						
	市単独事業等の時限設定(原則5年以内)を徹底し、終期到来時には廃止を前提に見直しを図る。							

	第2次大綱個別取組事項	所管課	第2次大綱 (R2年度) 取組結果	第3次大綱個別取組事項	実施時期 (年度)			
	第2次大綱取組内容			第3次大綱取組内容	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
30	<継続> 補助金の適正化の推進	経営企 画課 関係各 課	・実施計画検証シート を活用して事務事業の 点検・評価を行った。 ・「補助金等の整理・ 合理化に関する指針」に 基づき、補助金の適 正化を推進した。	<継続> 補助金の適正化の推進				
	実施計画検証シートを活用した事務事業の点検・評価のほか、「補助金等の整理・合理化に関する指針」に基づき、補助金の適正化の推進を図る。			実施計画検証シートを活用した事務事業の点検・評価のほか、「補助金等の整理・合理化に関する指針」に基づき、補助金の適正化を推進する。				
31	<継続> 市単独扶助費の見直し	経営企 画課 財政課 関係各 課	・実施計画検証シート を活用し、事務事業の 点検・評価を行った。 ・ワーキングチームを 設置し、市単独扶助費 の見直しに向けた検討 を行った。	<継続> 市単独扶助費の見直し				
	実施計画検証シートを活用した事務事業の点検・評価のほか、近隣市状況調査表などを活用して、市単独扶助費の見直しを図る。			実施計画検証シートを活用した事務事業の点検・評価のほか、検討調査票や近隣市状況調査表などを活用し、市単独扶助費の見直しを行う。				
32	<継続> 委託料の見直し	経営企 画課 関係各 課	・実施計画検証シート を活用して事務事業の 点検・評価を行った。 ・「委託事務適正化ガ イドライン」に基づ き、委託料の見直し・ 検討を行った。	<継続> 委託料の見直し				
	実施計画検証シートを活用した事務事業の点検・評価のほか、「委託事務適正化ガイドライン」に基づき、委託料の見直しを図る。			実施計画検証シートを活用した事務事業の点検・評価のほか、「委託事務適正化ガイドライン」に基づき、委託料の見直しを図る。				
33	<継続> 審議会等の整理統廃合	経営企 画課 関係各 課	審議会等の設置及び運 営に関する指針」に基 づき、審議会等の統廃 合を図った。	<継続> 審議会等の整理統廃合				
	「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、審議会等の統廃合を図る。			「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、審議会等の統廃合を図る。				
34	<継続> 職員提案制度の推進	経営企 画課	・職員提案制度の見直 しを行い、「職員の提 案等に関する規程」の 改正を行った。 ・職員に対し、定期的 に提案の奨励を行っ た。	<継続> 職員提案制度の推進				
	推進月間を設けるとともに、自由提案のほかに課題提案の募集を行うことにより、提案を奨励する。			職員提案制度の改正について周知するとともに、自由提案の他、課題提案を募集し、提案の奨励を行う。				
35	<継続> 社会保障・税番号制度導入に伴う業務プロセスの見直し	市民課 総務課 経営企 画課 関係各 課 (第 2次大 綱時 の所 管課 市民課 関係各 課)	マイナンバーカードを 利用する手続き等にお いて、現状の取組状況 や安全性の確認、市民 の利便性向上が見込ま れる業務について検討 を行った。	<継続> マイナンバーカード利活用の 推進				
	国が策定した「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」に基づき、社会保障・税番号制度導入対策プロジェクトチームにより、取組内容を見直していく。			マイナンバーカードの利活用促進に向けた取組について課題の調査・検討を行っている。				
	<継続> 防犯灯・街路灯の電気料・維持管理費削減の検討	危機管 理課 土木課	<完了> 平成29年度にLED灯 へ更新を行ったこと により完了。その後も 新規設置はLED灯を採 用して電気料等の維持 管理の適正化を行っ た。					
	平成29年度の更新事業により7,776灯がLED灯となるため、電気料等の維持管理の適正化を図る。							

	第2次大綱個別取組事項	所管課	第2次大綱 (R2年度) 取組結果	第3次大綱個別取組事項	実施時期 (年度)			
	第2次大綱取組内容			第3次大綱取組内容	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
36	<継続> 防災備品等の整備	危機管理課	・ 備蓄計画に基づき、計画的に整備を行うことで予算の平準化を図った。 ・ 新型コロナウイルス感染症対策として、交付金を活用し備蓄品を整備した。	<継続> 防災備品等の整備	 毎年度実施			
	管理台帳に基づき、備蓄体制の効率化・最適化と財政負担の平準化を図る。			備蓄計画に基づき、備蓄体制の効率化・最適化と財政負担の平準化を図る。				
37	<継続> ごみ収集事務の見直し	環境課	・ 粗大ごみの戸別収集は、令和元年度から開始した。 ・ 民間のリサイクルステーションの拡充により、市民の利便性が高まった。	<継続> ごみ収集事務の見直し	 毎年度実施 (廃棄物行政の変化に対応した取組を実施)			
	戸別収集の一部導入やリサイクルステーションの拡充等により、市民の利便性を高めるとともに、受益者負担の適正化を進める。			ごみの減量化やリサイクル化の取組を進め、市民の意識を高めるとともに、受益者負担の適正化を進める。				
38	<継続> 保健業務の執行体制の見直し	健康推進課	平成31年4月から佐織保健センターの事務室を適応指導教室として設置し、財産処分手続きを行った。	<継続> 保健業務の執行体制の見直し	 施設の利活用方針に沿った事業のあり方を検討していく ○ 検討結果を取りまとめる			
	佐織保健センターの機能を佐屋保健センターに集約することについて検討し、保健業務の執行体制を見直す。			佐織保健センターの機能を佐屋保健センターに集約することについて検討し、保健業務の執行体制を見直す。				
39	<継続> がん検診事業の推進	健康推進課	・ 乳がん検診について、令和元年度及び2年度の40歳代の未受診者に受診勧奨を行った。 ・ すべてのがん検診精検未受診者への受診勧奨を継続して行った。	<継続> がん検診事業の推進	 毎年度実施			
	受診率と精密検査受診率の向上に努め、検診の効果を高める。			がん検診の受診率及び精密検査受診率の向上のため、事業内容を見直し、よりよい事業へ展開する。				
40	<継続> 特定健康診査・特定保健指導の推進	保険年金課	・ 受診率を向上させるため、40歳～69歳の方の特定健康診査の自己負担金1,000円の無料化を検討し、令和3年度より無料化を実施した。 ・ AI・マーケティング技術を活用した未受診勧奨を実施した。	<継続> 特定健康診査・特定保健指導の推進	 毎年度実施			
	特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率・終了率の向上に努める。			特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率・終了率の向上に努める。				
41	<新規> 健康なまちづくり事業の推進	健康推進課	市内のあいさい野菜メニュー提供店舗数が13店舗となった。あいさい野菜メニュー提供店のリーフレットを作成し市民にPRした。	<継続> 健康なまちづくり事業の推進	 毎年度実施			
	「住むと健康になるまち」をコンセプトに、運動事業やヘルシーメニュー事業等を実施し、住民の健康意識を高める。			あいさい野菜メニュー提供参加店舗数を増やし、レシピの作成等を行い、住民の健康意識を高めるための働きかけを検討する。				

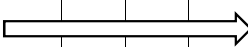
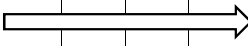
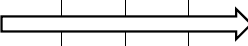
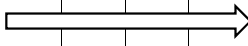
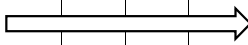
	第2次大綱個別取組事項	所管課	第2次大綱 (R2年度) 取組結果	第3次大綱個別取組事項	実施時期 (年度)			
	第2次大綱取組内容			第3次大綱取組内容	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
42	<継続> 非常勤講師の適正な配置	学校教育課	各学校において適正な時間で非常勤講師を雇用了。	<継続> 非常勤講師の適正な配置				
	少人数教育の推進に向けて、各学校において適正な時間で非常勤講師を雇用し、きめ細やかな指導の充実を図る。			少人数教育による個に応じたきめ細かな指導を推進し、個性や能力を伸長する教育を充実させるために、非常勤講師を適正に配置する。				
43	<継続> 各種講座の充実	生涯学習課	適正な受講料を徴収した講座を開催し、令和2年度からは、専門的分野を学ぶ「あいさいdeカレッジ」を開催した。	<継続> 各種講座の充実				
	適正な受講料を徴収したうえ、多種多様な生涯学習ニーズに対応した各種講座の充実を図る。			指定管理者が開催する講座と調整し、多種多様な生涯学習ニーズに対応できるよう、各種講座の充実を図る。				
44	<継続> 総合型地域スポーツクラブの活動の推進	スポーツ課	講座数を増やし、会員数の増加を図った。	<継続> 総合型地域スポーツクラブの活動の推進				
	効率的な事業運営に努めるとともに、会員数を増やし、自主事業開催数の増加を図る。			子どもから高齢者まで地域住民の誰もが体力、技術に応じた、活動できるよう各種講座の見直しを図る。				
45	<継続> 消防業務の広域化の検討	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 消防長会ワーキンググループにおいて人員配置、消防施設及び車両整備等の効率化について協議した。 近隣消防本部と勉強会を実施した。 	<継続> 消防業務の広域化の検討				
	関係消防本部と引き続き協議をすすめ、消防の広域化に取り組む。			市の関係部局及び近隣消防本部と勉強会を行い、消防の広域化に取り組む。				
46	<新規> 海部圏域消防の連携・協力の推進	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 地形的な状況等について把握・分析し、関係消防本部と連携・協力の推進に取り組んだ。 広域化の検討会設置に向けての協議を行った。 	<継続> 海部圏域消防の連携・協力の推進				
	地域の災害特性や消防需要の見直し、地形的な状況等について把握・分析しながら関係消防本部と協議をすすめ、消防の広域化を見据えた連携・協力の推進に取り組む。			関係消防本部と協議を続け、消防の広域化を見据えた更なる連携・協力の推進に取り組む。				

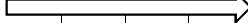



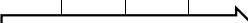
④市外郭団体、特別会計・公営企業会計の健全経営

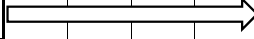
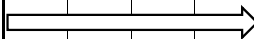
	第2次大綱個別取組事項	所管課	第2次大綱 (R2年度) 取組結果	第3次大綱個別取組事項	実施時期 (年度)			
	第2次大綱取組内容			第3次大綱取組内容	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
47	<p><継続> 外郭団体運営体制の見直し</p> <p>設立目的に即した事業展開、事業による市民サービスの向上、自主的・主体的な活動の有無などを踏まえたうえ、自主財源の確保を促すなど、運営体制の見直しを図る。</p>	経営企画課 社会福祉課 高齢福祉課 産業振興課 土木課 スポーツ課	平成28年度に実施した「近隣市の外郭団体補助金内訳状況調査」の結果を参考に、実施計画検証シートを活用して、各外郭団体補助金の内訳の検証とあわせ、各団体の経営状況を分析・評価した。	<p><継続> 外郭団体運営体制の見直し</p> <p>実施計画検証シートを活用するほか、自主財源の確保を促すなど、外郭団体運営体制の見直しを図る。</p>				
48	<p><継続> 介護保険事業の運営健全化</p> <p>第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、介護保険料の収納と適切な介護サービスの提供に努める。</p>	高齢福祉課	第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定にあたり、高齢者人口・介護認定者数の推移、介護給付費の将来推計などを行い、介護保険料を決定した。	<p><継続> 介護保険事業の運営健全化</p> <p>第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、介護保険事業の健全で効率的な事業運営に努める。また、2025・2040年問題に備え、重度化防止のために、介護予防に力を入れる。</p>				
49	<p><継続> 国民健康保険事業会計の見直し</p> <p>広域化後も持続可能な制度として維持・継続していくために、受益と負担の適正化の観点により見直しを行う。</p>	保険年金課	国民健康保険の持続可能な財政運営を図るため、国民健康保険事業の運営に関する協議会の審議を経て、令和3年度国民健康保険税の賦課方式を3方式（資産割を廃止）とした。	<p><継続> 国民健康保険事業会計の見直し</p> <p>広域化後も持続可能な制度として維持・継続していくために、受益と負担の適正化の観点により見直しを行う。</p>				
50	<p><継続> 八開診療所の経営安定化</p> <p>経営改善計画に基づき、経営の安定化を図る。</p>	八開診療所 保険年金課	事業所からの受託健診が増加した。健康診断料金を適正な金額に見直しを行った。	<p><継続> 八開診療所の経営安定化</p> <p>八開診療所経営改善計画の進捗管理を行い、市としての存置の意義、施設の運営形態の見直しを進める。</p>				
51	<p><継続> 公共下水道事業の経営健全化</p> <p>経営戦略に基づき、接続率の向上に向けて普及啓発活動に取り組み、受益者負担金等の適正な徴収に努める。</p>	下水道課	接続率向上に向けて広報紙、HPに掲載し、地元説明会、下水道イベントを通して普及活動を行った。受益者負担金等の未納者に督促状、催告書を送付した。それでも納付の無い者に電話で催告し、自宅訪問による未納金徴収を行った。	<p><継続> 下水道事業の経営健全化</p> <p>第2次愛西市下水道事業経営戦略に基づき、経営成績や財政状態を把握し、経営の健全化・効率化及び老朽化の状況について検証することで、中長期的にわたり下水道サービスを持続的、かつ安定的に提供するための経営基盤を強化していく。未整備区域については、愛西市汚水適正処理構想の見直しにより計画的に整備を進めていく。</p>				

	第2次大綱個別取組事項	所管課	第2次大綱 (R2年度) 取組結果	第3次大綱個別取組事項	実施時期 (年度)			
	第2次大綱取組内容			第3次大綱取組内容	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
	<継続> 公営企業法の財務規程等適用 ・平成31(2019)年度からの適用に向けた準備を進める。 ・法適用後は、現状を正確に把握分析し、経営の健全性や計画性、透明性の向上を図り、長期的に安定した経営をめざす。	下水道課	<完了> 平成31年4月1日から公営企業法の財務規定を適用し、完了。 経営状況等をより明確化し、事業運営の効率化等を図った。		/			
52	<継続> 農業集落排水処理施設等使用料の見直し ・資産調査等を行い、今後の維持管理計画を踏まえて、使用料の見直しに向けた検討をする。 ・平成31(2019)年度から公営企業会計へ移行した後の収支状況等を踏まえて、使用料の改正を行う。	下水道課	平成31年4月1日から公営企業法の財務規定を適用し、経営状況の明確化を図った。	<継続> 農業集落排水処理施設等使用料の見直し 公営企業会計において経営指標の計算及び収支状況の検証により、経営状態を判断し、広域化・共同化の推進とともに使用料の見直しを進める。				
53	<継続> 水道事業経営健全化の推進 水道料金改定による収益の分析を行い、水道事業の経営健全化を推進する。	上水道課	水道事業の経営健全化の推進を図るため、令和2年度に経営戦略を策定した。	<継続> 水道事業経営健全化の推進 経営戦略に基づき、水道事業の経営健全化を推進する。				

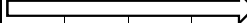

⑤市有資産の適正管理（公共施設等の活性化を含む）

	第2次大綱個別取組事項	所管課	第2次大綱 (R2年度) 取組結果	第3次大綱個別取組事項	実施時期（年度）			
	第2次大綱取組内容			第3次大綱取組内容	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
	<p><継続> 支所整備</p> <p>八開庁舎の整備方針を踏まえ、実施設計・整備工事を進める。</p>	総務課	<p><完了> 支所整備は令和元年度に八開支所を整備したことにより完了。</p>		/			
54	<p><継続> 公共施設等総合管理計画の推進</p>	財政課 関係各課	令和2年度から個別施設計画に基づき施設を管理した。	<p><継続> 公共施設等総合管理計画の推進（公共建築物）</p>	 毎年度実施			
55	<p>公共施設の総量適正化・長寿命化を図る。公共施設等総合管理計画に基づき、施設所管課は個別施設計画を策定する。</p>			<p><継続> 公共施設等総合管理計画の推進（インフラ施設・インフラ構築物含む）</p> <p>長寿命化や合理的な管理による更新費用縮減や財務負担の平準化を図る。</p>	 毎年度実施			
	<p><完了> 財産台帳の整備</p> <p>財産台帳の整備は、平成28年度に整備したことにより完了。</p>	財政課		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">削除</div>				
56	<p><継続> 公有財産の売却</p> <p>インターネットオークションにより、使用しない公有財産を売却する。</p>	財政課	インターネットオークションを利用し、公用車の売却を行った。	<p><継続> 公有財産の売却</p> <p>ホームページや広報誌を活用した公募を実施する。</p>	 毎年度実施			
57	<p><継続> 市有財産の有効活用の推進</p> <p>市有財産の余裕スペースを精査したうえ、積極的に有効活用を図り、さらなる自主財源の確保に努める。</p>	財政課 関係各課	市営駐車場使用料、行政財産目的外使用料、土地建物貸付収入及び不動産売却収入など、自主財源の確保に努めた。	<p><継続> 市有財産の有効活用の推進</p> <p>市有財産の余裕スペースを精査したうえ、積極的に有効活用を図り、さらなる自主財源の確保に努める。</p>	 毎年度実施			
58	<p><継続> 公立保育所運営の適正化を推進</p> <p>「愛西市公立保育所の運営等に関する方針及び実施プラン」に基づき、公立保育所運営の適正化を推進する。</p>	子育て 支援課	「愛西市公立保育所の運営等に関する方針及び実施プラン」に基づき、公立保育所運営の適正化を図った。	<p><継続> 公立保育所運営の適正化の推進</p> <p>「愛西市公立保育所の運営等に関する方針及び実施プラン」に基づき、公立保育所運営の適正化を推進する。</p>	 毎年度実施			

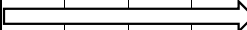
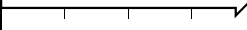
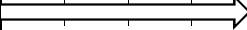
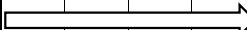
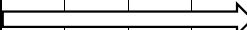
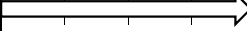
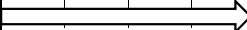

	第2次大綱個別取組事項	所管課	第2次大綱 (R2年度) 取組結果	第3次大綱個別取組事項	実施時期 (年度)			
	第2次大綱取組内容			第3次大綱取組内容	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
59	<継続> 児童遊園等の利活用方法の推進	都市計画課 (第2次大綱時は子育て支援課)	遊具の保守点検結果や利用状況、また類似遊具の設置状況から遊具の必要性を判断し、修繕及び撤去を実施した。	<継続> 児童遊園等の利活用方法の推進	 毎年度実施			
	・児童遊園等の調査・管理により利用状況を把握し、公園・遊具の状態及び目的にあった活用がされているかの確認をする。 ・遊具保守点検結果により、修繕必要遊具の必要性について、撤去も含め検討する。			・児童遊園等の調査・管理により利用状況を把握し、公園・遊具の状態及び目的にあった活用がされているかの確認をする。 ・遊具保守点検結果により、修繕の必要性について、撤去も含め検討する。				
60	<継続> 佐織総合福祉センター及び佐屋老人福祉センター・佐屋デイサービスセンターのあり方の見直し	高齢福祉課	佐屋デイサービスセンター及び佐織デイサービスセンターにおいては、令和元年度末で廃止した。デイサービス跡地利活用について、複合施設の機能を精査し、指定管理者も含め検討する。	<継続> 佐織総合福祉センター及び佐屋老人福祉センターのあり方の見直し	 毎年度実施			
	複合施設の機能を精査し、施設の活用について検討する。			施設の長寿命化を図るため、適時修繕を行いながら、さらなる利活用を検討する。また、デイサービス跡地についても、複合施設の機能を精査し、指定管理者による利活用も含め検討する。				
61	<継続> 八開総合福祉センターのあり方の見直し	社会福祉課	施設内に所在する「あいさいわかば分室」をあいさいわかばと統合した。「デイサービス事業」は、廃止した。民間による利活用も含め検討した。	<継続> 八開総合福祉センターのあり方の見直し	 毎年度実施			
	施設における運営状況の変動結果を踏まえて、民間への譲渡等の事例について調査する。			利用者の安全性を確保するための修繕を行いつつ、民間による利活用を含め、あり方を検討する。				
62	<継続> 障害者就労支援施設及び立田社会福祉会館のあり方の見直し	社会福祉課	障害者就労支援施設は廃止し、民間事業者へ貸与した。立田社会福祉会館は、現在実施している児童発達支援事業を、新規に建設する施設で実施することとした。	<継続> 立田社会福祉会館のあり方の見直し	 毎年度実施			
	施設利用関係者への意見聴取や施設の運営状態を踏まえ、民間事業者への移管を推進する。			民間移管を含めた利活用について、関係課(機関)等との意見交換を行い検討する。				
63	<継続> 公園の利活用方法の検討	都市計画課	「湧高地区」に新たに設置する公園について意見交換会を開催し、地域での日常管理を踏まえた公園設計にするために意見聴取を行った。	<継続> 公園の利活用方法の検討	 毎年度実施			
	・ボランティアなどの協働事業について、今後も意見聴取等を行い、継続しやすい環境を整えて事業を実施する。 ・公園緑地の維持管理について、負担軽減に有効と思われる方策を関係者から聴取するなど、効果的なものは取り入れ検証する。			・ボランティアなどの協働事業について、意見聴取等を行い、継続しやすい環境を整えて事業を実施する。 ・公園緑地の維持管理について、負担軽減に有効と思われる方策を関係者から聴取するなど、効果的なものは取り入れ検証する。				

	第2次大綱個別取組事項	所管課	第2次大綱 (R2年度) 取組結果	第3次大綱個別取組事項	実施時期 (年度)			
	第2次大綱取組内容			第3次大綱取組内容	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
64	<継続> 小中学校の規模等適正化	学校教育課	基本計画は策定されたが、市民の理解が得られていない。コロナ禍で市民懇談会等を開催することができず、実施計画を策定することができなかった。	<継続> 小中学校の規模等適正化	 毎年度実施			
	小中学校適正規模等基本計画を策定する。 小中学校適正規模等基本計画に基づき、小中学校の学校規模及び配置の適正化に向けた実施計画を作成する。			市民と理解を共有するため懇談会等を開催する。併せて施設の老朽化状況や将来児童数の推移状況を踏まえ、現計画の再検証を実施する。				
65	<継続> 学校給食センターのあり方の見直し	学校教育課	給食センターの集約化を検討するにあたり、新たな機材の導入等、給食サービス提供に必要な事項について検討した。	<継続> 学校給食センターのあり方の見直し	 (適正規模) 小中学校の学校規模及び配置の適正化に向けた実施計画の策定に併せて検討			
	小中学校の学校規模及び配置の適正化に向けた実施計画の策定に併せ、給食センターの集約化、給食サービス提供体制について検討する。			小中学校の学校規模及び配置の適正化に向けた実施計画の策定に併せ、給食センターの集約化、給食サービス提供体制について検討する。				
	<完了> 図書館のあり方の見直し	生涯学習課			<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">削除</div>			
	図書館のあり方の見直しは、平成29年度から中央図書館に指定管理者制度を導入したことにより完了。							

⑥「地方分権改革」や「まち・ひと・しごと創生（地方創生）」の推進への対応と自治体間の連携

	第2次大綱個別取組事項	所管課	第2次大綱 (R2年度) 取組結果	第3次大綱個別取組事項	実施時期（年度）			
	第2次大綱取組内容			第3次大綱取組内容	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
	<p>〈新規〉 地方分権改革への対応</p> <p>地方分権改革による事務の権限移譲や創設される制度を導入することにより、行政サービスの充実を図る。</p>	関係各課		削除				
66	<p>〈新規〉 まち・ひと・しごと創生（地方創生）総合戦略の推進</p> <p>まち・ひと・しごと創生の実現を図るため、総合戦略で掲げた取組を推進する。 （計画最終年度：平成31(2019)年度）</p>	経営企画課 関係各課	<p>・令和2年度より第2次愛西市まち・ひと・しごと総合戦略の運用を開始した。</p> <p>・KPIの実績値と目標値との状況を勘案し、PDCAサイクルに基づく計画全体の進捗管理を行った。</p>		<p>〈継続〉 まち・ひと・しごと創生（地方創生）総合戦略の推進</p> <p>第2次総合戦略で掲げたまち・ひと・しごと創生の実現に資する取組を推進する。 （計画最終年度：令和7年度）</p>	 毎年度実施		
67	<p>〈新規〉 他自治体との連携の推進</p> <p>改正地方自治法を踏まえたうえで、他自治体と連携を強化し、広域的な取組の加速化・拡大化に取り組む。</p>	経営企画課 関係各課	<p>各種協議会の運営、会議への参加等により、他自治体との連携を図った。</p>	<p>〈継続〉 他自治体との連携の推進</p> <p>近隣自治体はもちろんのこと、より広域的なネットワークを構築することで他自治体との連携を強化し、広域的な取組の加速化・拡大化に取り組む。</p>	 毎年度実施			

⑦人材の育成・活用、職員に対するワーク・ライフ・バランスの推進

	第2次大綱個別取組事項	所管課	第2次大綱 (R2年度) 取組結果	第3次大綱個別取組事項	実施時期 (年度)			
	第2次大綱取組内容			第3次大綱取組内容	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
68	<継続> 人材育成基本方針に基づく人材育成の推進	人事課	人材育成の目的及びこれからの時代に求められる職員像を明らかにした基本方針に基づき、人材育成の推進をした。	<継続> 人材育成基本方針に基づく人材育成の推進	 毎年度実施			
	人材育成の目的及びこれからの時代に求められる職員像を明らかにした基本方針に基づき、人材育成を推進する。			人材育成の目的及びこれからの時代に求められる職員像を明らかにした基本方針に基づき、人材育成を推進する。				
69	<継続> 専門研修の実施	人事課	専門知識習得のための研修を行った。	<継続> 専門研修の実施	 毎年度実施			
	専門知識習得のための研修を行う。			専門知識習得のための研修を行う。				
70	<継続> 派遣研修の実施	人事課	県・自治大学校等に職員を派遣した。	<継続> 派遣研修の実施	 毎年度実施			
	県・自治大学校等に職員を派遣する。			県・自治大学校等に職員を派遣する。				
71	<継続> ノー残業デーの実施	人事課	毎週水曜日をノー残業デーに設定し、全職員定時で帰宅するように案内した。	<継続> ノー残業デーの実施	 毎年度実施			
	毎週水曜日をノー残業デーに設定し、全職員定時で帰宅する。			毎週水曜日をノー残業デーに設定し、全職員定時で帰宅する。				
72	<継続> 時差出勤制度の活用	人事課	早朝や夜間に業務が予定される職員が、勤務時間帯をずらして勤務した。	<継続> 時差出勤制度の活用	 毎年度実施			
	早朝や夜間に業務が予定される職員が、勤務時間帯をずらして勤務する。			早朝や夜間に業務が予定される職員が、勤務時間帯をずらして勤務する。				
73	<継続> 人事評価制度の実施	人事課	人事評価（業績評価＋能力評価）の所要の見直しを行いながら、さらなる定着・活用を図った。	<継続> 人事評価制度の実施	 毎年度実施			
	人事評価（業績評価＋能力評価）の所要の見直しを行いながら、さらなる定着・活用を図る。			人事評価（業績評価＋能力評価）の所要の見直しを行いながら、さらなる定着・活用を図る。				
74	<新規> メンタルヘルス対策の推進	人事課	ストレス関連疾患の発生予防や早期発見、早期治療の充実、円滑な職場復帰と再発予防に向けた支援など、総合的なメンタルヘルス対策を推進した。	<継続> メンタルヘルス対策の推進	 毎年度実施			
	ストレス関連疾患の発生予防や早期発見、早期治療の充実、円滑な職場復帰と再発予防に向けた支援など、総合的なメンタルヘルス対策を推進する。			ストレス関連疾患の発生予防や早期発見、早期治療の充実、円滑な職場復帰と再発予防に向けた支援など、総合的なメンタルヘルス対策を推進する。				
75		人事課		<新規> 男性職員が育児参加しやすい職場環境の整備	 毎年度実施			
				男性職員の育児休業の取得率向上を推進する。				

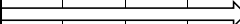
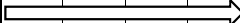
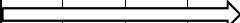
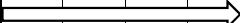
⑧組織の活性化

	第2次大綱個別取組事項	所管課	第2次大綱 (R2年度) 取組結果	第3次大綱個別取組事項	実施時期 (年度)			
	第2次大綱取組内容			第3次大綱取組内容	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
76	<継続> 組織・機構の見直し	総務課 人事課	・令和2年度に保健や子育て支援に関する部署として健康子ども部を設置し、健康福祉部の名称を保険福祉部に改称するとともに、危機管理課を企画政策部に再編した。	<継続> 組織・機構の見直し				
	新しい行政ニーズに対応できるよう、柔軟に必要な見直しを行う。			新しい行政ニーズに対応できるよう、柔軟に必要な見直しを行う。				
77	<継続> 組織のフラット化	総務課 人事課	グループ制を導入し、意思決定の迅速化を図った。	<継続> 組織のフラット化				
	ピラミッド型の組織階層を低くし、意思決定の迅速化等を図るため、柔軟に必要な見直しを行う。			ピラミッド型の組織階層を低くし、意思決定の迅速化等を図るため、柔軟に必要な見直しを行う。				
78	<継続> ワンストップサービスの充実	関係各課 (第2次大綱時は総務課・人事課)	担当窓口に捉われることなく、手続きに必要な職員が来庁した市民等の所へ出向くことでワンストップサービスの充実を図った。	<継続> ワンストップサービスの充実				
	市民サービスの向上と迅速化を進めるために、ワンストップサービスの充実に努める。			市民サービスの向上と迅速化を進めるために、ワンストップサービスの充実に努める。				
79	<継続> プロジェクトチームの設置	関係各課	特定の課題や計画等に取り組むため、令和2年度時点で23のプロジェクトチームが設置された。	<継続> プロジェクトチームの設置				
	特定の課題や計画等に取り組むため、実務者レベルのプロジェクトチーム制を導入する。			特定の課題や計画等に取り組むため、実務者レベルのプロジェクトチーム制を導入する。				

⑨定員の適正管理

	第2次大綱個別取組事項	所管課	第2次大綱 (R2年度) 取組結果	第3次大綱個別取組事項	実施時期 (年度)			
	第2次大綱取組内容			第3次大綱取組内容	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
80	<継続> 定員管理計画の適正な管理	人事課	職員の年齢構成の平準化を考慮したうえで、事務事業等の遂行に支障をきたさないよう、適正な人員配置に努めた。	<継続> 定員管理計画の適正な管理				
	職員の年齢構成の平準化を考慮したうえで、事務事業等の遂行に支障をきたさないよう、適正な人員配置に努める。			職員の年齢構成の平準化を考慮したうえで、各課の事務事業に係る業務量調査を実施し、適切な人員配置に努める。	適宜見直す			

⑩健全で持続可能な財政基盤の確立

	第2次大綱個別取組事項	所管課	第2次大綱 (R2年度) 取組結果	第3次大綱個別取組事項	実施時期 (年度)			
	第2次大綱取組内容			第3次大綱取組内容	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
81	<継続> 基金の効率的な運用	会計室	金融情勢を踏まえながら、安全性を重視し、流動性に留意し基金の運用を行った。	<継続> 基金の効率的な運用	 毎年度実施			
	定期預金だけでなく、長期債の活用などにより債券運用益を拡大する。			金融情勢に配慮しながら、安全性を重視し、流動性に留意し、基金の運用を行う。				
82	<継続> 新公会計制度の活用	財政課	統一的基準による財務書類の作成・公表のための基本的な整備を実施した。	<継続> 新公会計制度の活用	 毎年度実施			
	統一的基準による財務書類の作成によって得られるストック情報やコスト情報を、予算編成等に積極的に活用する。			統一的基準による財務書類の作成によって得られるストック情報やコスト情報を、予算編成等に活用する。				
削除								
削除								
83	<継続> 特例的な市債を除いた通常 の市債残高の抑制	財政課	真に必要な市債の借入れのみに限定したうえで、市債を発行した。	<継続> 特例的な市債を除いた通常 の市債残高の抑制	 毎年度実施			
	中期財政計画に基づいて計画的な起債計画をたて、将来負担に影響が及ばないように、市債残高の抑制を図る。			中期財政計画に基づいて計画的な起債計画をたて、将来負担に影響が及ばないようにするとともに、将来世代間の平準化を意識した起債の運用を図る。				
84	<継続> 特定目的基金の統廃合	財政課 関係各課	基金の運用管理等について、関係各課にヒアリングを実施し、令和元年度に一部基金の統廃合を実施した。	<継続> 特定目的基金の統廃合	 毎年度実施			
	当初予算査定時に基金の運用管理を含めたヒアリングを実施し、統廃合の検討を行う。			関係各課と基金の運用管理を含めたヒアリングを継続し、引き続き統廃合を含めた適切な基金管理を行う。				

	第2次大綱個別取組事項	所管課	第2次大綱 (R2年度) 取組結果	第3次大綱個別取組事項	実施時期 (年度)			
	第2次大綱取組内容			第3次大綱取組内容	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
85	〈継続〉 中期的な財政見通しに基づく 計画的な財政運営の推進	財政課	毎年度、中期的な財政 見通しを新しいデータ に更新した。	〈継続〉 中期的な財政見通しに基づ く計画的な財政運営の推進				
	中期的な財政見通しは、毎年 度新しいデータに置き換え、 新年度の予算編成に活用す る。			中期的な財政見通しを毎年 度新しいデータに更新し続 けていくとともに、新年度 の予算編成に活用する。				
86	〈継続〉 ネーミングライツ・パート ナーの募集	財政課	ネーミングライツ・パ ートナー募集要項を 設置し、施設所管課と 公募に向けて協議し た。	〈継続〉 ネーミングライツ・パート ナーの募集				
	ネーミングライツ・パート ナーを募集する。			経済状況を考慮した上で、 施設所管課と協議し、公募 を行う。				
87	〈継続〉 ふるさと応援寄附金の推進	財政課 (第2 次大綱 時は産 業振興 課)	返礼品の拡充を積極的 に実施し、納税サイト 増設を行った。	〈継続〉 ふるさと応援寄附金の推進				
	寄附金額区分の幅を広げると ともに、返礼品の拡充、市P R動画 (アニメーション版) を相乗的にPRする。			返礼品納税サイトを有効に 活用し、返礼品の拡充を行 う。				
88	〈継続〉 市税等の適正な課税	税務課	地方税電子申告システ ム (eLTAX) の利用を促 進し、申告者の利便性 の向上を図った。 航空写真撮影等業務を を実施した。	〈継続〉 市税等の適正な課税				
	地方税電子申告システム (eLTAX) の利用を促 進し、申告者の利便性 の向上を図るとともに、税務事務を合理化 する。 固定資産を的確に把握するた め、評価替え毎に航空写真撮 影を実施する。			固定資産を的確に把握する ため、評価替えごとに航空 写真撮影を実施する。(3 年に一度)				
 〈完了〉 前納報奨金の見直し 前納報奨金の見直しは、平成 30(2018)年度から前納報奨金 制度を廃止することにより完 了。 								
 〈完了〉 西尾張地方税滞納整理機構に 参加 西尾張地方税滞納整理機構 が、平成31(2019)年度末ま での設置期間につき、完了。 								
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> <b style="color: red; font-size: 2em;">削除 </div>								

	第2次大綱個別取組事項	所管課	第2次大綱 (R2年度) 取組結果	第3次大綱個別取組事項	実施時期 (年度)			
	第2次大綱取組内容			第3次大綱取組内容	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
89	<継続> 税外債権の徴収強化	収納課 関係各課	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に税外債権マニュアルを改訂した。 4月に税外債権内訳表の時点修正を行った。 8月に税外債権管理担当者向けの研修を行った。 税外債権管理マニュアルに基づき、各担当課で税外債権の管理・徴収事務を進めた。 	<継続> 税外債権の徴収強化				
	税外債権管理マニュアルに基づき、各担当課は税外債権の管理・徴収事務を進める。			<ul style="list-style-type: none"> 税外債権内訳表の時点修正を行う。 税外債権管理担当者向けの研修を行う。 税外債権管理マニュアルに基づき、各担当課で税外債権の管理・徴収事務を進める。 				
	<完了> コンビニ収納の導入	収納課		削除				
	市税のコンビニ収納は、平成29年度に導入したことにより完了。							
90	<継続> 市税等の適切な確保	収納課 関係各課	<ul style="list-style-type: none"> 徴収指導員（国税実務経験者）と徴収担当職員による滞納案件の精査を行った。 徹底した滞納管理により、税負担の公平性の確保と徴収率向上に取り組んだ。 	<継続> 市税等の適切な確保				
	徹底した滞納管理により、租税負担の公平性の確保に努める。			徹底した滞納管理により、租税負担の公平性の確保に努める。				
91	<継続> 保育料の改正	子育て 支援課	幼児教育・保育無償化等を受けて、保育料を据え置いた。	<継続> 保育料の見直し				
	受益者負担の原則に基づき保育料の見直しを実施する。			受益者負担の原則に基づき保育料の見直しを検討する。				
92	<継続> 徴収嘱託員の配置	収納課 (第2次大綱時は保険年金課)	徴収嘱託員による訪問徴収や文書催告などを実施し、徴収率向上に取り組んだ。	<継続> 徴収嘱託員の配置				
	専門的な知識を有した徴収嘱託員を配置し、収納率の向上に努める。			徴収嘱託員を配置し、徴収率の向上に努める。				
93	<継続> 使用料等の適正化の推進	経営企画課 市民協働課 産業振興課 生涯学習課 スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度までの5割減額（時限措置）を廃止した。 「愛西市使用料の見直し方針」を活用し、平成29年度から令和元年度までの実績により使用料の見直しを検討した。 	<継続> 使用料等の適正化の推進				
	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用状況等について検証する。 実施計画検証シートを活用した事務事業の点検・評価のほか、新たな行政評価（事務事業評価）システムを導入するなどして、使用料等の適正化を図る。 			<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用状況の把握、他自治体の情報を収集し、「愛西市使用料の見直し方針」を活用し、継続的に使用料等の適正化を図る。 				
	<継続> 新たな誘致計画の検討			<継続> 新たな企業誘致計画の検討・実施				

94	財源確保及び雇用機会の創出のため、新たな誘致計画の検討を行う。	企業誘致課	佐屋地区で実施した開発予備調査を踏まえ、新たな開発に向けた検討資料を作成し、愛知県企業庁との打合せを実施した。	工業系地区計画を策定し、新たな工業団地への企業誘致計画について愛知県企業庁と協議を行うと共に、開発要件の整理及び地権者の開発同意を取得し、用地造成事業の早期実施に向けて進める。	検討・調整 実施
----	---------------------------------	-------	---	--	----------

用語説明（本文中に※印のある用語の説明です）

○ 公債費比率^{※1}

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合のことです。通常、財政構造の健全化がおびやかされないためには、この比率が10%を超えないことが望ましいとされています。

○ 経常収支比率^{※2}

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するために用いられている指標であり、人件費・扶助費・公債費など毎年度経常的に支出される経費にあてるべき、毎年度経常的に収入される一般財源の割合です。この数値が高いと、財政構造が硬直化しているといえます。

○ 健全化判断比率^{※3}

健全化法では、公立病院や下水道などの公営企業の赤字、地方公社や第三セクターの負債についても明らかにし、地方公共団体の財政の全体像を浮き彫りにします。健全化法においては、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率を、「健全化判断比率」と定めています。

健全化法…地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るために、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（「健全化法」）が平成21年4月に全面施行されました。

○ 早期健全化基準^{※4}

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況、その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、健全化判断比率のそれぞれについて定められた数値のことです。

○ 実質赤字比率^{※5}

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」などに生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

○ 連結実質赤字比率^{※6}

下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。

○ 実質公債費比率^{※7}

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

○ 将来負担比率^{※8}

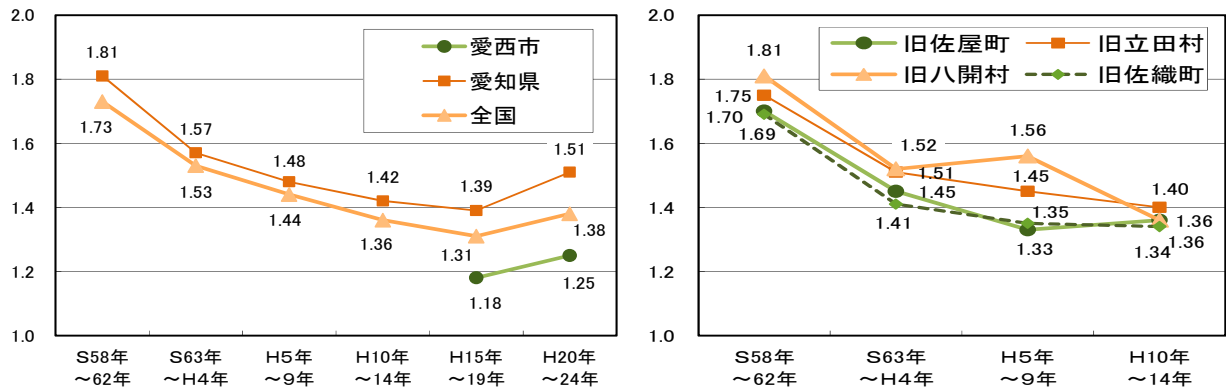
地方公共団体の借入金（地方債）など、現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

○ **社会保障費**^{※9}

年金、医療、介護、雇用及び生活保護などの社会保障に係る経費です。

○ **合計特殊出生率**^{※10}

15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値です。



○ **愛西市人口ビジョン**^{※11}

人口の現状を分析し、人口の将来展望などを提示したものです。

まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日施行）に基づき、令和2年3月に策定しました。

《人口推計》

(単位：人)

区分	2025年	2045年	2060年
総人口	59,724	51,244	45,619
15歳未満	6,479	6,869	6,440
15～64歳	34,555	25,922	24,677
65歳以上(内、75歳以上)	18,690(11,652)	18,453(10,394)	14,502(9,696)

○ **財政力指数**^{※12}

財政力を示す指数で、「基準財政収入額÷基準財政需要額」の過去3年間の平均値です。財政力指数が高いほど、財源に余裕があると言えます。

○ **扶助費**^{※13}

社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童及び心身障害者などに対して行っている様々な支援に要する経費です。

○ **普通会計**^{※14}

地方財政統計上、統一的に用いられる仮想（バーチャル）会計です。地方公共団体の財政の規模は、個々の団体によって設置される特別会計も違えば一般会計が網羅する範囲も違うため、単純な合算比較ができないので、普通会計という各地方公共団体共通の基準による統計上の会計区分を設定して、各地方公共団体間の財政比較が可能になります。

○ **新型コロナウイルス感染症**^{※15}

2019年12月に中華人民共和国で初めて確認された新型コロナウイルスによる急性呼吸器症候群です。主な症状は、発熱、咳、全身倦怠感等となっています。高齢者や基礎疾患を持つ方々においては重症化するリスクが一定程度あると考えられています。

○ **ソーシャルディスタンス**^{※16} (Social distance)

感染症などの感染拡大防止のために、人と人の間に物理的な距離をとることで。

○ **地方分権改革**^{※17}

住民に身近な行政はできる限り地方に任せることを基本に、国と地方の役割を徹底して見直す取組です。

○ **SDGs**^{※18} (Sustainable Development Goals)

「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向けた、先進国を含む全ての国々の共通目標です。17の目標と169の具体的活動から構成されています。

○ **Society5.0**^{※19}

仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済の発展と社会が抱える課題解決を両立する、人間中心の社会のことです。

○ **AI**^{※20} (Artificial Intelligence)

明確な定義は存在しませんが、一般的には「人間の脳の認知・判断等の機能を、人間の仕組みとは異なる仕組みで実現する技術」という意味合いで理解されています。

○ **RPA**^{※21} (Robotic Process Automation)

パソコンで行っている事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術です。RPAを導入することにより、事務的業務を効率化させ、生産性を向上させることが可能になるとされています。

○ **ICT**^{※22} (Information and Communication Technology)

情報処理や情報通信など、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術、産業、設備及びサービスなどの総称です。

○ **スマート自治体**^{※23}

AIやRPAのようなソフトウェアロボットなどの技術を駆使して、定型的な業務を自動化したり、共通基盤を用いて効率的にサービスを提供したりすることを可能とした自治体です。

○ **まち・ひと・しごと創生（地方創生）**^{※24}

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対して、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるようにするための取組です。

○ **第2次総合計画策定に係るアンケート**^{※25}

令和4年度に策定予定の「第2次愛西市総合計画後期計画」に、市民のまちづくりに関する考えや実態を反映することを目的とした『愛西市第2次総合計画の策定のためのアンケート調査』を実施しました。

【調査の概要】

	対象	調査期間	調査方法	回収結果
策定	市内在住の18歳以上の市民 人	令和3年 7月 日～ 日	郵送回収	(回収率： %)

	対象	調査期間	調査方法	回収結果
策定	市内在住の中学校2年生 人			(回収率： %)

アンケート結果は、愛西市ホームページに掲載しています。

- **オープンデータ**^{※26}
機械判読に適したデータ形式で、2次利用が可能な利用ルールで公開するデータです。
- **SNS**^{※27} (Social Networking Service)
登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスです。
- **社会保障・税番号制度 (マイナンバー)**^{※28}
国内の全住民に指定・通知されている12桁の番号です。番号法に定められた社会保障、税、及び災害対策分野の事務の手続きに限って利用されます。
- **DX**^{※29} (Digital Transformation)
デジタル化を前提として、業務プロセスの在り方から抜本的に変革することです。
- **外郭団体**^{※30}
市が設立に主体的に関わり、市の事務を代行する、または市との連携により市の事務に関連する事業を行う団体です。市は外郭団体の運営について、経済的・人的支援及び指導・助言を行います。
- **ワーク・ライフ・バランス**^{※31}
「仕事と生活の調和」です。老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活及び個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態です。
- **働き方改革**^{※32}
労働環境を根本から見直し、時間外労働の抑制や休暇取得を推進するとともに、労働者の生活スタイルや家庭責任、地域貢献などに対応できる多様な働き方・効率的な働き方を進める取組です。
- **ふるさと応援寄附金 (ふるさと納税)**^{※33}
自治体への「寄附」のことです。一般的に自治体に寄附をした場合、確定申告を行うことで、その寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除されます。
- **キャッシュレス決済**^{※34}
紙幣や硬貨といった物理的な現金を使用せずに支払い、受け取りを行う決済方法です。
- **ネーミングライツ**^{※35}
公共施設等に名称を付与する権利 (命名権) です。